

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和5年3月14日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第4号、議案第12号及び議案第28号の審査----- 質疑（増永和起委員、松本暁彦委員）	3
議案第8号の審査----- 質疑（森西正委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	15
議案第7号の審査----- 質疑（南野直司委員、森西正委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員、松本暁彦委員）	18
議案第30号の審査----- 補足説明（保健福祉部理事） 質疑（増永和起委員）	38
議案第19号所管分の審査----- 質疑（南野直司委員、森西正委員、藤浦雅彦委員）	39
議案第26号の審査----- 質疑（藤浦雅彦委員）	41
議案第27号所管分の審査----- 質疑（増永和起委員）	41
採決-----	42
所管事項に関する調査について-----	43
閉会の宣告-----	43

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年3月14日（火） 午前10時 開会
午後 2時57分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 松本暁彦 委員 藤浦雅彦
委員 南野直司 委員 森西正 委員 増永和起

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 吉田量治
保健福祉部長 松方和彦 同部理事 荒井陽子
同部参事兼国保年金課長 谷内田修
高齢介護課長 真鍋伸也 障害福祉課長 飯野祐介
高齢介護課参事 細井隆昭 同課長代理 末永美由紀

1. 出席した議会事務局職員

事務局書記 速水和沙 同局書記 米山大輝

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 令和5年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）所管分
議案第 6号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第 4号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第12号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第28号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8号 令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 令和5年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第30号 摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件
議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例制定の件所管分

議案第 26 号 摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正
する条例制定の件

議案第 27 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
制定の件所管分

(午前10時 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

昨日に引き続き議案第4号、議案第12号及び議案第28号の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 質問番号1番です。予算書の10ページ、国民健康保険料2023年度の1人当たり保険料は幾らでしょうか。そして、大阪府の示す標準保険料率との関係は、どうなっているのでしょうか。

2番目です。モデルケースとして、65歳以上単身世帯、年金収入が月12万円。もう一つ、40代、ひとり親と子供二人、所得110万円。40代夫婦と子供二人、所得210万円。この三つのモデルケースで保険料はどうか、教えてください。

3番目です。一般会計繰入金、12ページにあります。法定外繰入は幾らで、内訳は、どのようなものでしょうか。

4番目、補正に移ります。6ページ、基金繰入金の内容説明をお願いいたします。

5番目、予算に戻って、14ページに基金の取崩しが出てきます。これは新年度の保険料引下げの財源内訳だと思います。標準保険料率より、激変緩和として少し下げる。この保険料引下げの財源内訳は、基金だけではないと思うので、お願いします。

6番目、保険料減免と一部負担金減免について伺います。保険料減免、様々種類あると思うんですけど、種類、内容、件数と額を教えてください。また、医療費の一部負担金減免、これも種類と内容の違い、件数、金額、それぞれ教えてください。

7番目です。今年度から子供の均等割は

未就学児半額という制度が国の制度としてできました。兵庫県の加西市は、新たな減免制度をつくって上乗せをしたり、18歳まで均等割ゼロ円、子供の国民保険料ゼロ円という制度を行っています。もし摂津市でやるとすれば、未就学児は均等割半額ですけど、これを全額無料にすると、どうなるのか、幾らぐらいの財源が必要か。

18歳まで全額無料にすると幾らぐらいの財源が必要か、教えてください。

8番目です。大阪府国民健康保険運営方針です。府内統一化で、6年かけて大阪府の制度を一つにまとめようと言われていきます。2024年度、目の前に迫っています。統一化へ向けてのスケジュール、運営方針の見直し等あると思いますので教えてください。

9番目です。健康保険証の問題です。今、正規の保険証、短期保険証、資格証、それぞれ発行しておられると思いますが、この数を教えてください。

1回目、以上です。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず、1人当たりの保険料でございます。1人当たりの保険料、令和5年度調定額ベースで申し上げますと、12万6,798円の保険料となる見込みでございます。大阪府から示されました保険料では、12万7,841円となっております。

続いて、2番目のモデルケースの保険料についてでございます。まず、単身世帯65歳以上74歳以下で年金月額12万円の場合、令和5年度では2万6,324円、前年度比1,946円の増額となっております。

次のモデルケースの3人世帯、40代お一人と子供お二人、年間給与所得110万

円の場合でございます。令和5年度は19万4,862円となっております、前年度比1万3,626円の増加となっております。

最後のケース、三つ目の4人世帯、40代お二人で子供お二人、年間給与所得が210万円の場合ですと、44万9,394円となっております、前年度比3万1,199円の増加となります。

続きまして、3番目の法定外繰入金の金額でございます。現在、法定外の繰入としましては、保険料の独自減免分と一部負担金の独自減免分について、一般会計から繰入を行っております、これがいわゆる法定外の繰入となっております。金額といたしましては、保険料の独自減免分で134万2,000円、一部負担金の独自減免分で131万円を予算計上させていただいております。

続きまして、4番目の令和4年度の補正における基金の繰入金でございます。今回、補正の内容として国庫補助金等の返還金以外に、コロナ減免に係る保険料の減額及び、その財政支援としての国の特別交付金を計上させていただいております。コロナ減免の国からの支援については、全額令和4年度に入るわけではなく、今回の特別交付金は、令和4年12月納期分までが令和4年度に入ってくる形になっております。

令和5年1月以降、1月から3月までの納期分については令和5年度の特別交付金で入ってくる予定になっております。その差額分については今回、この基金からの繰入金、それから、前年度繰越金の国庫返還金へ充当した残額、この二つの財源をもって穴埋めをさせていただいております。

続きまして、5番目の保険料抑制財源の内訳でございます。今回、保険料抑制のた

め必要財源といたしましては1,844万3,000円が必要となっております。このうち基金から1,000万円の繰入を計上させていただき、残りの844万3,000円については府支出金等で財源を賄う予定といたしております。

続きまして6番目の保険料の減免でございます。保険料の減免、共通基準による所得減少分、それから、独自基準による収入減少分、そのほか、災害収容等に分けてお答えさせていただきます。

まず、共通基準による減免分です。令和5年2月末現在で申し上げますと、件数は224件、金額で申し上げますと3,819万8,055円となっております。独自基準による収入減少分としては、件数が5件、金額としては15万6,455円となっております。

その他、災害収容等では7件、金額は32万6,253円となっております。

それから、コロナ減免の分でございます。これは同じく令和5年2月末現在で申し上げますと222件、金額では5,114万9,243円の減免となっております。

続きまして、一部負担金の減免では、同じく共通減免では令和5年2月末現在、お二人に対して7件、金額で申し上げますと23万6,850円の減免をいたしております。

独自減免では7名の方に対して23件、金額で申し上げますと105万9,625円の減免をいたしております。

続きまして、7番の均等割軽減、未就学児で現在、均等割半額となっておりますけれども、これを全額無料とした場合、必要となる金額としては、約700万円となっております。

同じく18歳未満の方に対して、全て無

料にした場合です。半額にした場合が、およそ3,500万円ですので、全額無料とした場合は、その倍の約7,000万円が必要な財源と考えております。

続きまして、8番の運営方針についてでございます。運営方針の見直し、前回は令和2年度に見直しが行われました。そのときと大体同様のスケジュールと府からお伺いしております。今のところ申し上げますと、4月以降に、素案策定に向けた協議が広域化調整会議等で行われて、それをもとに夏から秋にかけて府内市町村への法定意見聴取やパブリックコメントが実施される。

さらに大阪府の国保運営協議会での議論を経て年末頃に、次期運営方針が決定、公表されると考えております。

続きまして、9番の保険証の交付枚数でございます。現在、令和5年1月末現在で1万823世帯に対して保険証を交付いたしております。このうち短期証による保険証の交付は、554世帯となっております。資格証につきましては15世帯となっております。これらを除きました1万254世帯の方に対して通常の保険証を交付している状況でございます。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問です。

国保運営協議会の資料も頂きました。分かりやすい図がついており、大阪府が言う標準が12万7,841円。摂津市が激変緩和をしたのは12万6,798円で、差額が9,953円とあります。約1万円、1人当たりの値上げになると思います。

都道府県化がスタートした2018年度から2023年度まで、どれぐらいの差があるか分かりますか。値上げがあったと

思いますので、教えてもらいたい。

もう一つ、2024年度が統一化と言われ、大阪府が示す金額を目指して段階的に上がっていくのを今までやってこられた。2024年には大阪府が示すものと同じになる。その後は、値上げは、もう行わないのでしょうか。

2番目です。モデルケース、三つとも、全ての世帯で値上げと分かりました。本当に大変な値上げで、大阪社会保障推進協議会の調査では、大阪府下市町村で値上げが続いています。この間、所得ゼロ円の世帯の値上げ幅が一番大きいと言われております。金額で見ると大きくないようではありますが、一番上がっているのはモデルケース1番、所得ゼロ円の方々の値上げが大きくなっていると思います。今回、均等割、未就学児半額と国は行ったけれども、子供が産まれるたびに保険料が引き上がるということで、子供がいらっしゃる世帯は、物すごく大きな保険料負担になる。それがさらに積み上がっていると分かりました。2番は終了します。

3番目です。一般会計繰入です。法定外繰入の金額がどんどん少なくなって、財政をよくするとか、赤字解消、保険料の引下げのための一般会計繰入は、大分前からなくなっている。今はまだ、独自の保険料軽減、一部負担金の免除制度が残っている。こういう独自制度は統一化後、どうなるのか、教えてください。

4番目です。今の答弁で基金からの繰入は調整のためで、コロナ減免の分は12月までしかない。1月、3月と後で入ってくるので、今は摂津市の基金で賄っている。赤字になったから、基金を取り崩しているのではない。4番は、終了します。

5番目です。保険料を、先ほど国保運営

協議会の資料であった、府が示しているところから激変緩和をした金額に引き下げるための財源として、基金から1,000万円、府から844万3,000円を入れる。しかし、予算ではいつも基金を繰り入れているが、本当に繰り入れられて使われた形には、ずっとになってないです。決算を見ると、反対に基金は増えている状況が続いています。基金の現在高は幾らでしょうか。

それから、統一化で大阪府が各市町村にたまっている基金や黒字を抛出させるという話です。大阪府の基金は、どうなっているんですか。大阪府の基金も、この前の決算では増えていたと認識しているんです。これについて教えてください。

大阪府下では、ほとんどが黒字、基金が積み上がる状態が、続いてきた。ただ一つ、赤字が残っている市があったと思うんです。抛出するとなったとき、黒字や基金があるところは、そこから出しなさいという話でしょうが、赤字のところは、一体どうなるのか、教えていただきたい。

6番目です。保険料や一部負担金の減免です。コロナの減免は、平等割や均等割まで減免してくれるので、できるだけこれを使えるように、いろいろ説明もしていただいた。コロナの減免が新年度はどうなるのか、教えていただきたい。

保険料の減免ですと、独自の減免の数はすごく少なくなっている。独自の減免は、ほかの減免と違って、収入が大きく下がった場合だけでなく、生活保護基準に照らし合わせて、収入が低い方々に適用できる制度になっていたと思います。所得が低い方は、低い中で下がっても、その率があんまり下がってなかったりすると、受けられない。摂津市は、ちゃんとそこをフォローす

る制度がつくられている。本当にいい内容だと思っているんです。この制度も府内統一化を目指すとした2018年以前から制度を変えられていると思うんです。どう変えたか、教えてください。

以前だったら、もう少したくさん段階があって、たくさんの方が、この独自減免を使えたと思うんです。今はそうじゃなくて使える人の割合が減っていると思うんです。答えられる範囲で結構ですので、お答えください。

もう一つ、一部負担金です。これは、共通が7件、独自は7人で23件です。ということは、独自の件数が多いと思います。これも、摂津市の一部負担金減免で、物すごくいい制度です。

預貯金に関わらず、今の収入が大きく下がったところを見てもらえる制度です。以前お話したかもしれませんが、私の知っている方も、これを使われたんです。ご主人が現役で働いていらっしゃったんですけども、40代ぐらいでがんになって働けなくなった。そのがんは治療すれば治っていく部類ですので、しっかり治療して早く仕事に復帰したいと思っておられた。

子供がいらっしゃって、進学を目の前にしておられた。奥さんは働いておられるけどパートで収入が少ない。こういうときに、一部負担金減免、医療費の窓口負担がゼロ円になる、これが使えたんです。収入が大きく下がって、奥さんだけなら基準を満たす。もちろん、預貯金はありません。ただ、その預貯金は、子供の進学のためだった。大阪府の制度だと、取り崩さないと使えない。それを摂津市が助けてくれて、ご主人のがんも治ったし、子供たちも進学できたし、本当によかったと、すごく喜んでくださった。もう子供たちは成人しております

けれども、今でもそんな話を、奥さんから伺ったりします。

減免はこういう制度で、コロナ減免がどうなるか、ここでの2回目の質問です。

7番目です。子供にかかる国民健康保険料均等割の無償化です。未就学児の均等割を全額無料にすると、700万円です。十分できますね。18歳までを半額にしようと思ったら3,500万円、これもできる。全額にしようと思ったら7,000万円。7,000万円はちょっと大きいですけど、法定軽減の係る方々の安くなる分です。ここに入っていない金額かと思うんです。そうであると、この7,000万円より低い額で、子供の保険料無料、子供が生まれても、国民健康保険料が高くなる心配をしなくていい。18歳まで補助がある摂津市の子ども医療費と一緒に、ぜひやっていただきたい。やることについてどう思っているのか、できないのであれば、なぜできないのか。基金が大きくなっているから、財源的にはできるはずなんです。どうしてできないのか、教えていただきたい。

8番目、運営方針です。前回の運営方針の見直しで、基金や黒字がどんどん増えていく。今に始まったことではなく、スタートからそうなっていました。赤字がどんどん解消されるのに、保険料は毎年値上げせなあかん。市町村から市民の理解が得られないと、たくさん声が上がっていました。大阪府は聞きませんでしたが、統一化を延期してくれという声も上がっていました。そのときはもうコロナ禍に入っていたと思います。今回は物価高騰です。運営方針の見直しが新年度にある。スケジュールを教えてくださいましたから、統一化反対と、ぜひ言うべきやと思っているんです。せめて延期するように求めるべきと思

うんです。これについて、どうお考えか教えてください。

9番目です。健康保険証の話です。政府はマイナンバーカードを事実上強制するために、現状の保険証は廃止すると言っています。現在、保険証とマイナンバーカードで診療の窓口負担額に差がつけられていると思います。今後、どうしようとしているのか、スケジュールも分かれば教えてください。

2回目、以上です。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず1人当たり保険料についてでございます。1人当たり保険料、平成30年度の調定ベースで申し上げますと、1人当たり9万9,285円ございました。

令和5年度が12万6,798円でございますので、その差額は2万7,513円の増加となっている状況でございます。

令和6年度以降、統一保険料になった場合どうなっていくのかに関しましては、料率につきまして大阪府の示す料率に合わせていくこととなります。

ただ、その料率が、給付費の推計によって増減がございますので、幾らぐらい増加になるのか、もしくは減額になるのかについては、来年の保険料の算定を待たなければ分からないところです。

最近の状況で言いますと、給付費の伸び等がございますので、下がる要因としてはあまりないと考えているところでございます。

3番目の法定外繰入金、独自減免についてです。統一化された場合どうなっていくのか、減免に関しましても、府が示す統一基準に合わせていくとなっております。

令和6年度以降、保険料と同じく減免制

度についても、基準については大阪府の示す基準に合わせていくものと考えております。

続きまして、保険料抑制財源の関係で基金の現在高でございます。基金の現在高、令和4年度予算額ベースで申し上げますと、令和4年度積立てを7,000円予算計上しておりまして、今回の取り崩し含めまして取崩し予算額としては2,555万3,000円となります。

令和3年度末の現在高が4億4,600万円余りでしたので取り崩し、それから利子の積立て、それぞれ加減いたしますと、現在のところ予算額ベースでは4億2,000万円余りの令和4年度の現在高になると見込んでおります。

それから、大阪府の基金についてでございます。令和3年度決算の状況で申し上げますと、192億1,819万8,000円と聞いております。

それと、これに関連して拋出の件でございます。委員がおっしゃるとおり、まだ、大阪府内市町村で赤字の団体もございます。赤字の団体は、拋出する財源として基金、それから黒字額がない状況になっております。その団体に対して、こういった形で拋出してもらうのか、今、広域化調整会議の中でも議論になっておりまして、その団体も含めて、拋出方法については、議論が必要な状況でございます。

その議論の中でも、本市の意見としてきちんと言うべきところは言っていきたいと考えております。

それから、6番目の保険料の減免、一部負担金の減免関係で、コロナ減免についてでございます。コロナ減免につきましては、令和5年度はいわゆる5類へ移行することに伴って、財政支援はないと国からも通

知が来ています。そのため、令和5年度のコロナ減免については実施しないと考えております。

7番目の均等割軽減の実施についての考えでございます。未就学児の均等割の軽減は、国の制度として今、実施しております。

国会でも、いろいろと議論がされておりましたけれども、これにつきましては、国が全国统一して実施していく制度がふさわしいと、各団体で実施するものとしてはなじまないという答弁もあったところがございます。それを踏まえますと、やはり市独自で実施することは少し困難であります。委員のおっしゃるとおり、金額的には、実施できる可能性はあると思っておりますけれども、それ以外、交付金であったり、算定にも影響しかねないものでございます。これについては国の基準どおり実施していきたいと考えております。

それから、8番目の運営方針の見直しの中で、統一化反対の声についてです。各団体から年明けの会議の中で、いろいろ意見は出ておりました。統一についてまだまだ課題があるので、延期したほうがいいのかとおっしゃる市もございました。これにつきましては、運営方針で、令和6年度保険料を統一することが定まっております。方針どおり摂津市としても府や他の市町村と協力しながら、やっていきたいと考えております。

それと、保険証の件でございます。保険証、マイナンバーの関係でマイナンバーカードで保険証を利用した場合と、そうしなかった場合について、現在、初診料及び調剤の部分で診療報酬の差がございます。

マイナンバーカードを利用しない場合、初診の場合ですと、診療報酬で4点。利用

した場合は2点の診療報酬となっておりますので、3割の窓口負担の方で申し上げますと、マイナンバーカードを利用しない方では6円の負担増となっております。

調剤でいいますと、マイナンバーカードを利用していない場合は3点。利用する場合は1点となっておりますので、同じくマイナンバーカードを利用していない方は6円の負担増となっております。これが、令和5年4月から12月までの期間、特例としてマイナンバーカードを利用しない場合の初診料が6点に引き上がることになっております。マイナンバーカードを利用しない方は、窓口負担が12円増えることになっております。

調剤もマイナンバーカードを利用しない場合は3点が4点に引き上げられますので、9円の負担増になります。

なおかつ、再診の場合、新たにマイナンバーカードを利用しない方については診療報酬2点加算される制度になっておりますので、再診の場合も6円の負担増となるものでございます。

答弁少し戻り、独自減免の変更についてでございます。

もともと、本市の基準では生活保護基準をもとに、判断をさせていただいております。

その際、3段階の所得割、6割、5割、4割の減免を行ってございました。平成30年度からは、共通基準との整合性を図る中で、所得割3割の減免に変更したところが変更内容となっております。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目の質問です。

1番目、保険料の話です。2018年と比べると、1人当たり2万7,513円、

大変な値上げです。家族で考えるとすごい金額になると思うんです。1人当たり掛ける人数でないのは分かっております。でも、ずっと値上げが続いてきた。大阪府の標準保険料率、これも値上げがされてきました。先ほど、これから先の保険料率はどうなるか出てみないと分からないが、下がる要因はあんまり考えられないとお話もありました。

しかし、下がる要因がないと言いながら、保険料を上げてきた結果が、この4億2,000万円の基金を積み上げる結果になった。様々な財政が厳しくなる要因がありますと、国保の加入者が少なくなっています。

また、後期高齢者は抜けていくので、前期高齢者が増えていく。前期は医療費もかかり、これから先もっと大変だと大阪府が言っている、というお話と思うんです。

以前は、摂津市が医療費の推計をして、摂津市の中で保険料を幾らにするかと考えていた。ところが、今は都道府県化になって、それをやるのは大阪府やと。市は大阪府に割り当てられた分担金を払うだけで、言われたまま支払って、言われたまま集めるとなっていく。しかし、大阪府はこの6年間値上げに次ぐ値上げをして、すごい黒字を各市町村に残した。

保険料は引き上げながら、みんな黒字になって基金が積み上がった。赤字の解消じゃなくて、黒字がどんどんたまって困ると声が上がるぐらいになってきた。大阪府のかじ取りが間違っていると思うんです。

確かに、国保の加入者は減っています。1人当たり医療費は確かに上がっている。けれども、国保の加入者が少なくなっているということは、医療費総額は上がる。都道府県化に際して、お金を入れないと都道

府県がもう持ちません、責任を持ってませんと言って、最初は国からの交付金は1兆円だった。けれども、1兆円は入らなくなった。これだけで何とかやってほしいと3億4,000万円を毎年入れることにした。このお金はまだ毎年入ってきます。

加入者が少なくなったら、医療費総額も少なくなる。でも定額お金は入ってきているから、財源が潤う一つの要素になる。こういう話は一切しない。

前期高齢者が増えるとどうなるか。社会保険から前期高齢者の割合に応じてお金が入ってきます。これも結構な額です。社会保険からの前期高齢者の交付金、すごく大きくなっていくわけで、国保はかなり財政がよくなってきた。そういう話は一切されない。マイナスの話ばかりして、プラスの要因はカウントしない。だから保険料は上げなきゃしょうがないと言って、その割にいっぱい黒字が出てくるとなったんじゃないでしょうか。大阪府の国保の運営の仕方が、非常にまずいと思います。

都道府県化に際して、国がガイドラインを出しました。平成28年4月、厚生労働省です。赤字になるのはよくないと書いてあり、広域化して財政を安定化させ、赤字の市町村が非常に多いので解消していく方法を、都道府県が市町村と一緒に協力してやっていきなさいと、ガイドラインをつくりました。ガイドラインに基づいて運営方針ができていると思います。ガイドラインを見てみますと、赤字を解消しましょうと言っている。それだけではなく、黒字になるのもよくないと、ちゃんと言っている。

当該都道府県内の市町村における事業運営が、健全に行われることも重要であるため、都道府県特別会計において必要以上

に黒字幅や繰越金確保することのないように、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営を行っていく必要があると言っている。

ところが今回、この市町村の黒字を府が吸い上げて拠出させる。このガイドラインから見たら、とんでもないことじゃないですか。

こういうことにならないために、基本的に赤字は発生しない仕組みをつくったと国は言っています。赤字が発生しないから、国民健康保険は1会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑みて、原則として、赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましい。さらに、被保険者の保険料負担の急変を踏まえると、単年度で赤字解消が困難な場合もある。黒字になった場合も、その次の年で解消、つまり保険料を引き下げて、黒字分を市民に返して、単年度会計をきちっと収支していくことが望ましいと書いてある。これが国の示したガイドラインです。

ところが大阪府は、こんなことは無視して、黒字を積み上げさせて、最後は拠出すると、むちゃくちゃと違いますか。

このことについてどう思うか、聞きたいです。

それともう一つ。今回、摂津市は保険料引上げですが、統一化の前に値下げをしようという自治体もあったじゃないかと私は推測するんです。値下げをした自治体があるかどうか、聞きたいです。

3番目です。大変すばらしい減免制度も統一化によってなくしてしまうということです。

先ほど、この一部負担金減免がどんなにすばしかったかという話もさせてもらいました。本当に、まだこれからですから、

しっかり独自減免を残させてくれと声を上げてもらいたい。

これは摂津市だけじゃないと思います。各市町村は、その地域の実情に応じたすばらしい独自減免をやっていると思います。こういう声をぜひしっかりと上げて、独自減免をなくさないように、これは要望としておきます。

5番目です。基金の問題です。拋出させると言いますが、その拋出させたものを一体どのように使うのか、大阪府はしっかりと皆さんに示しておられるのでしょうか。大阪府は、決算出すのも遅いですし、基金の状況がどうなっているのか、私らなかなかよく分かんのです。

府のホームページも、見にくくて分からない。この拋出したお金は、そもそも市町村のお金です。

摂津市は前に一般会計から繰り入れていますから、市民の税金も入っているお金です。集めるだけでなく、そのお金で何をする、どうしようとしているのか、はっきりと示しているのか伺いたい。

今、赤字で拋出金がないところがどうするのか、考えて話し合っていますということです。じゃあ、あんたところは黒字じゃないから、もう出さんでいいとはならないです。ほかの市町村が納得しない。

そうなると、そこは借金してでも拋出さないとと思う。国保の運営方針の中には、大阪府が持っている基金の使い方があります。これは赤字が出たときに、貸してあげる、返済するとき、どんなふうにするのか書いてあります。大阪府の場合は、一般会計から出したらあかんとして書いてある。

どうするかというと、1回借金をして、返すときに、その市町村だけ保険料を上

乗せして値上げをして、返済分、その市町村だけ保険料が高くなるを書いてある。

それは借金した場合ですけれども、最初の運営方針には全くなかった、黒字になったものを拋出する。これについて、これを当てはめると、その市町村は赤字解消だけ頑張ったらいと思っていたのに、その市民だけ大阪府下で保険料が高くなる。

そもそも、大阪府が統一化のときに何を看板にしていたか。全ての大阪府下の市町村では、同じ所得、同じ世帯構成やったら、同一保険料と。これが当たり前というのが看板やったわけです。そもそもその看板すら、かなぐり捨てるようなやり方じゃないかと思うんです。

このことについて、今ここでいろいろ聞いても答えは出ないと思います。大変な中身やと、大阪府の統一化の表看板、これが外されるようなことやるんですかと、ぜひ大阪府に言うていただきたい。

6番目です。保険料と一部負担金の減免の話です。コロナ減免はどうなるのかと聞きました。コロナ減免、私の持っている資料では、まだ未定と載っているんですけど、もう既にやらないという通知が来た。5類にするとと言っても、コロナそのものなくなるわけではないですし、第8波のときは、高齢者の方がたくさん亡くなられた。大変なこともあった中ですので、もう終わりじゃなくて、物価高騰もあります。コロナ減免を復活しろという声もあります。名前変えて、物価高騰減免でもいいですけども、しっかりそういう同じ内容のものを国が全額もって出してほしいと伝えてほしい。これは要望にします。

7番目です。子供の均等割です。財源的には、できるとおっしゃってくださいました。

ただ、国が全国統一であるのがふさわしいと言っているから、しませんというお話でした。けれども、18歳までの子ども医療費の補助は、国は認めてない。市町村が頑張っている。府も出してくれていますけれども、国保の中でペナルティーも実際来ていると思います。ペナルティーやめると、全国市長会とかも声を上げていただいていると思います。ペナルティーがあるからできないじゃないと思うんです。加西市だってペナルティーがどうなるか気にしているかもしれません。それよりも子育て応援、これをアピールできるのは、すばらしいことだとやってはると思うので、ぜひ摂津市もやってほしいと思っています。

摂津市が踏み切れないのは、国の考え方の問題ではないんじゃないかと私は思っています。18歳の医療費補助をやっている摂津市ですから、そんなことは怖くないでしょう。気にしているのは、大阪府が減免制度を統一するから、自分たちだけ独自でできないと思っているのと違うかなと思うんです。

大阪府全体が、こういう制度に対して、足を踏み出す。これが行われているならばいいかと思うんです。統一化のいいところは出ると思うんですけど、前にそういうことをやるかもという話もあったじゃないですか。大阪府内で、子どもの医療費減免制度をつくろうと。それもいつか消えて、国の動きを待っていると言っている。お金があっても、ちっともいい使い方をやろうとしない。これが大阪府の府内統一化やと思っています。

府内統一化は、足かせでしかないので、これはやめるべきだと思います。要望としておきます。

8番目です。運営方針です。統一化は方

向性もしっかり分からないし、拠出させたお金をどうするのか。黒字化でお金はたまる一方で、よりよい制度をつくる話合いもなされていない。私は反対をしてほしいと思っていますが、せめて、延期するべきじゃないかと思っています。

統一化に法的な根拠はありません。市町村が保険料を決め、減免制度も決める。これは国民健康保険法にはっきり明示されています。摂津市の国保を預かるのは摂津市の責任と踏まえて、しっかり話をしたい。

統一化で保険料が下がるどころか、大値上げをされてきた。これは提案ですが、これから統一化へ向けて話がなされるかもしれないと不安をお持ちなら、どうせ拠出されるんだったら、今のうちに基金を使って、新年度大幅値下げをぜひしてもらいたい。いかがでしょうか、お尋ねします。

9番目です。健康保険証の話です。健康保険証を発行しないって、最初、ある大臣が言わはったんです。マイナンバーカード一本だと。そんなことはできません。しかし、資格確認証をつくりますと話をしています。そうなったら今後、窓口負担で差をつける。ひどい差別だと思います。

一般質問でも、弱者ほどマイナンバーカードをつくったり、使ったりできない状況が生まれてくると話をしました。弱者切捨ての上に、さらに健康保険証の窓口負担で差別する。本当にとんでもない話だと思います。今までどおり健康保険証を発行すべきだ、今までどおりの制度を維持すべきだ、窓口負担の差別化をやめよう、ぜひ訴えてほしい。

これは要望といたします。

以上です。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 1番目の保険料に関して、それから府の運営についてでございます。

基金、それから黒字額を拠出して令和6年度以降、統一保険料率になった際の、値上げに活用していく中で、赤字の団体もいて、それについてはどうなんだと、今議論されております。基金の使い方についても、今、運営方針の中で各市町村の基金の使用方法については限定されております。拠出するに当たっては、府の運営方針が、今後、改定していくと府からは聞いております。そうしませんと、各市町村から拠出ができませんので、そういった対応をきちんと踏んでやっていくと聞いております。

しかしながら、拠出した金額は、抑制に使っていくと聞いてますけれども、どういった形で市民の方、府民の方に分かるようにするのか。きちんと明確にしていくのかについては、まだ府から詳細は示されておられません。それについては、各市町村が拠出したお金ですので、きちんと見える化をしていただきたいと思います。

今後の運営についても、運営方針を改定する中で、国も運営方針のガイドライン、新たに出しておりますので、改善されるべきところは改善した運営方針にしていけないといけないと考えております。

なお、府内の各自治体を確認はしておりませんが、近隣の自治体で、新年度の保険料について、保険料率を下げている団体があることは確認いたしております。

ただ、数としては、多くない。それ以外の団体、聞いているところでは、本市と同じように料率も上げ、均等割も上げると認識しております。

最後の新年度の保険料について、今ある基金を使って大幅に値下げしていくべきで

はないか、でございます。先ほどからお話ししています拠出の関係がでございます。現在、拠出がどれぐらいの規模になるのか、まだ明確になってない状況でございます。万が一、基金を取り崩して保険料を値下げして、拠出する額が基金の残高を上回ることでありますと、先ほど委員もおっしゃった赤字の団体と同じように、後々の保険料率に跳ね返ってくるのではないかと。まだはっきりと分からない状況の中で、基金を大幅に取り崩すことは、かえって被保険者の将来的な保険料に跳ね返ってきかねない懸念がでございます。それについては慎重にしていけないといけないと考えたところでございます。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 どこをどんな方向にいくのか、迷走してしまって訳が分からんと思います。拠出するなんて話は、運営方針にないわけです。6年間で赤字を解消しなさいとアナウンスされたので、皆さん一生懸命頑張った。頑張ったというより、ただたまったと思いますけれども、あの大阪市の大赤字も解消されたわけです。

ところが、今度は、黒字で困っているから拠出金と言っているのに、拠出金を払うために今より高い金額を言われたら大変なことになる。それを、今回使えない理由にしている。本末転倒とちゃいます、それって。国のガイドラインで、国保は単年度と書いてある。単期決算して、赤字があったら次の年に解消する。黒字が出たら保険料を下げて、次の年に黒字も解消する。これが国保のやり方でしょう。

なのに、今ある黒字を保険料引き下げに使ったら、今度拠出金を出せと言われて足らんかったら困りますって、そんな話おか

しいでしょう。そもそもおかしいと言うべきです。皆さんのお金じゃありません。今の基金は、市民の皆さんの財産です。これを勝手に大阪府に預けますと。そんなんやったら、ほんまに市民が怒ります。

ちゃんと、値下げをしてほしい。何で黒字やのに上げなあかんのという声がずっとあったのに、そのお金を全部大阪府に出しましたと。全部かどれぐらいかは分かりませんが、ほんまにそれで下がったなら、まだ納得するかもしれないけれども、下がるかどうか分からないと。大阪府のこの6年間を見てきたら、私は下がらないと思います。本気で下げるつもりで使うなら、その下げ方を明確に示してから、こう使うから皆さん出してくださいと言うのならまだ分かる。けれども、どう使うか分かれへんけど、黒字があって困っているから、大阪府が預かりましようかと。見えなくするだけじゃないですか、市民、府民から。こんなとんでもないことを言い出す大阪府に、運営を任しておけません。ぜひ、今度の運営方針見直しで、統一化を延期せよと。日本全国で、減免制度まで全部統一すると言うてるのは、大阪府だけです。ほかは、料金統一を目指すことは運営方針に書いてあるけれども、制度そのものを統一していくのは、大阪府だけです。大阪モデルやと言うてはります。いいモデルならいいけど、ちっともよさが見えませぬ。絶対に反対、せめて延期してほしいと思います。

勇気ある値下げをしている市に見習って、ぜひ新年度は大幅値下げをしていただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 既に、各委員から様々な議論が交わされました。そこは省略して、

要点を絞って質問いたします。

まず、1点目は、先ほど議論もありました統一化に向けてです。これは、決算審査に係る委員会でも、言わせていただきました。やはり、国保は、どうしても大阪府の影響が、非常に大きいと強く認識しております。大阪府は摂津市民イコール大阪府民だろうと、当然理解はしております。

その中で、見える化をしっかりと摂津市からも声を上げていただきたい。先ほどの基金の抛出の話であったり、これから黒字化していく中で、お金をためることは、あくまでも必要なサービスを提供していくために、必要な財資を頂く。これが行政としてのあるべき姿で、ぜひ議会からいろんな声が上がっていると、しっかりと大阪府に伝えていただきたい。そして、市の担当部署として、しっかりと市民に説明ができるようにしていきたいとぜひ訴えていただきたい。

当然、これは府議会議員の仕事でもあろうかと思えます。府議会議員は、摂津市にもおりますので、しっかりと連携して、声を上げていただきたいと強く、要望させていただきます。

続きまして、前回の12月の一般質問で、子育て支援の拡充が喫緊の課題だと、訴えさせていただきました。

今回、出産育児一時金の増額があります。既に報道等で一部聞いておりますけども、令和5年度に国民健康保険料の産前産後免除制度が開始される。概要について、どのようなものか、お聞きしたい。

以上です。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 国民健康保険料の産前産後免除制度について、お答えいたします。

昨年来、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、子育て世帯への支援を強化するために、出産する国保の被保険者の産前産後期間相当分である4か月間の均等割、それから所得割の保険料を免除する措置を講ずるべきだと議論がされてきました。

これを受けまして、この3月に国民健康保険法の改正法案が国会に提出され、現在、審議がされております。この保険料免除に係る負担割合については、今のところ、国が2分の1、府と市が4分の1ずつを負担する方向で審議されていると聞いております。

本市といたしましては、本改正の被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料免除制度、この施行日が、今のところ令和6年1月1日を予定と聞いておりますので、それまでの間に、改正法、それから関係の施行令等を確認し、必要な条例改正及び予算措置、そういった手続を行っていく予定としております。

以上です。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 要望とさせていただきます。

法律の改正が3月にあると、子育て支援の観点から、出産する国保被保険者の産前産後の期間相当分の4か月分が、均等割と所得割保険料を免除する制度と理解をいたしました。

時期は令和6年1月1日で、年度途中の運用開始とあって、対象となる被保険者の全員に、広く周知をすることが必要と思っております。ぜひ、様々な機会を捉えて子育てをする被保険者の負担軽減となる制度を活用する周知をするよう要望いたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 後期高齢は、75歳以上の全ての方が後期高齢となります。これから団塊の世代が、後期高齢に移行となります。後期高齢の会計は、どんな形に向いていくのか、御説明をいただきたい。

歳入の一般保険料収入で、約11億2,000万円、連合用の納付金が約13億8,000万円ですから、差額が繰入となっている。今後どうなっていくのか、御説明をいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 後期高齢者医療の今後の動向でございます。

国民健康保険でも少子高齢化、特に高齢化のお話をさせていただきました。その点では、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度、表裏一体の関係にあると考えております。

国民健康保険が、高齢化で減っていく一方、後期高齢者医療は、その分増えていく。さらに、社保の方もおられますので、増える幅としては、後期高齢者のほうが多くなっていくと考えています。

そういった状況ですので、人口も増えますし、やはり後期高齢の方、1人当たりの年間の医療費も100万円を超えている状況でございます。医療費全体も、今後、増えていくと考えております。

そのような中で、保険料と納付金の差額を御質問いただきました。国保と同じように、低所得者の軽減分は、一定公費が入っております。市の繰入も一般財源として入っておりますけれども、被保険者が増えていけば、そういった軽減の適用の方も同じような割合で増えていくと考えております。一般会計からの繰入も増加の傾向にあるのではないかと考えています。

以上です。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 これから後期高齢は予算も増になっていくと思うんです。75歳以上の後期高齢は、社保も含めて全ての方となります。国保は、現役世代の方は、国保と社保に別れて保険加入となっています。

老人医療から後期高齢に変わったときに、各市町村より地域を広くしたほうが、経費が軽減されるという考えがあったと思います。その点、十分チェックをして、無駄のないようお願いしたいと思います。

国保の統一化に関して質疑があったんですけれども、私自身は、現役世代の保険は、社保も国保も含めて統一すべきと思っています。ただ、なかなか中身が見えなくて、無駄をなくしていかなければならない。差額に対しては、摂津市民の税金が入っています。私は、社保も国保も統一されて、現役世代の収入の少ない方をカバーしていく形で統一すべきかなと思っているんです。後期高齢も、本市として無駄なくチェックをしていただきますよう、お願いします。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 後期高齢者の医療保険制度が、何年か前に、保険者が大阪府に変更になって、統一化された。保険料は、ほ

とんどの方が今払っているよりも安くなるとして、導入した記憶があります。

この保険料は、市町村で決めることができなくなって、国民健康保険と同じように、だんだん関心が薄れて、何か知らん間に上がっていると感じる。そういう感覚を持っています。保険料、令和6年度にはまた改定があるとお聞きをしています。保険料の推移はどのようになっているか、お答えいただきたい。

それから、摂津市の業務としては、保険料を徴収して府に送る。全体的に、非常に人数が増えて、医療費が高額になってきますが、それぞれ国費も、保険者の負担金も入ってくるので、全体が見えない。前は、見えていました。担当者として、何を頑張るか、非常に分かりにくい会計になっていると思います。そこも踏まえて、お答えいただきたい。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず保険料についてでございます。

後期高齢者医療の制度としては、保険料、医療費の窓口負担分を除いて、公費で5割、それから現役世代の支援が4割、残り1割を保険料で賄う仕組みになっております。

被保険者の負担は国保制度と比べて、負担割合が相対的に低くなっておりまして、保険料は安くなっている仕組みとなります。

令和5年度は保険料の改定の年ではありませんでしたので、この令和4年度、令和5年度の保険料率については、均等割が5万4,461円、所得割の率としては11.12%となります。

ただし、この令和5年度に改正された部分は、均等割の軽減措置、これも国保と同様でございます。その軽減措置に係る所得

判定基準が改正されまして、軽減の適用となる範囲が増えています。

令和6年度に目を向けますと、先ほどからもお話しさせていただきました、出産育児一時金について、これまで後期高齢者の負担がなかった。全世代で子育て支援をしていく考えから、後期高齢者の方についても、この出産育児一時金について、一部負担していただく、その部分が、令和6年度値上げの要因になってくると考えております。

それに加えて、賦課限度額も令和6年度に7万円引き上げられ、翌年の令和7年度も同じく7万円、限度額の引上げが行われます。将来的に、少しずつ保険料は上がっていくと考えております。

また、後期高齢者の医療の在り方も議論されております。現役世代の支援金の伸び率と、後期高齢者の保険料の伸び率を比べますと、後期高齢者の保険料の伸び率のほうが低いという分析結果が出ております。そのあたり、支援金と保険料、伸び率を合わせていくべきじゃないかと議論もされております。そういった点からも、保険料率の改定が行われていくものと考えております。

あと、市として、どういったことをやっていくことなのか、でございます。保険料の基礎となるのは、医療費になります。市民の方々が健康でいていただくこと、これが保険料の抑制につながると考えております。これは、国民健康保険も同様で、一層の健康の保持・増進に向けた保健事業の推進が重要になると考えております。

そのため、高齢者保健事業、介護予防に向けた取組をそれぞれ担当課協力体制を構築して、実施していくことによって、高齢者の健康の保持・増進に向けた取組を推

進していくことが重要になると考えております。

そういった取組を今年度から実施しておりますので、令和5年度も引き続き、実施していきたいと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 高齢化社会がいよいよ本格化してくることで、医療費も当然膨らんでくる。保険料が上がることは、ある程度仕方がないかもしれません。先ほど言いましたように、これは市で決めることができません。できることは医療費を抑えることとおっしゃっていただきましたので、しっかりやっていただく努力をお願いしたい。これは要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の窓口負担が、2022年10月から2倍化する人が出てきていると思います。その割合、影響額について教えていただきたい。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 令和5年1月末時点での数字で申し上げますと、窓口負担3割の方が921人、2割の方が2,287人、1割の方が8,692人となっております。

割合は、3割の方が7.7%、2割の方が19.2%となっております。

御本人様の影響は、通院は負担割合の変更によって、窓口でお支払いする金額が増えた分について、月額3,000円までに収まるような緩和措置が今のところ取られています。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者は、医療費が

大変かかることは、分かっていた。後期高齢者だけを取り出して、最初は医療費を削減させると、後期高齢者の医療をあまり使わせないための仕組みとして、この医療制度がつくられたと思います。国民の大反対に合う中で、医療の差別化は一応やらないとスタートしたわけです。窓口負担が増えてくると、かかりたくてもかかれない、医療を制限しないとしようがない、という人たちが増えてくると思うんです。

今、緩和措置で一定3,000円以上にならないよう、限度額が決められているとおっしゃいました。今後、この窓口負担、どう推移していくのか、教えていただきたい。たしか、当初は2割の方々ももっと増やす計画やったと思うんです。所得制限の額も話されていたと思うんですが、分かる範囲で今後の見通しを教えてください。

○香川良平委員長 谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 今後の見直しについて、国から今後の負担割合の見直しについて、何も通知はございません。

そのため、情報収集に努めて、市民の方にも周知していきたいと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 2割負担の話があったとき、もっと所得制限は低かったと思うんです。低いところまで2割にさせる話が、議論の中で少し緩和された。もっと拡大を狙われている状況やと思います。

本当は、2回目に出産育児一時金の話をしたかったのですが、課長から先にお話があった。後期高齢者の方々に、今まで後期高齢者の医療制度は、ほかの保険が支える形でやっていたが、後期高齢者から、今度は出産育児一時金に負担金を取ると話が出てきました。

高齢者の医療を充実させることが、名目上は掲げられて、これがつくられた。ほかからも支援する話やったが、だんだんそうでなくなってきている。高齢者にも、負担が増えていく。何のために後期の部分を取り出して、こういうことをしなければいけないのか。それぞれ国保なり、老人医療なりやってこれた分を、わざわざ後期高齢者を取り出して、ここに医療費がかかると言っ、高齢者と若い世代を対立させる。こういうやり方に対して、制度そのものに非常に問題がある。保険料の値上げももちろんですけども、それも含めて制度について反対をして、解消するべきと思っております。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○香川良平委員長 再開をいたします。

議案第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 予算概要を中心に質問させていただきます。全て180ページになります。

1点目、地域介護予防活動支援事業です。代表質問でも答弁いただいておりますけど、新年度は委託型つどい場の一部において、開催回数を週2回に拡大する。そして、自宅からでも参加できるオンラインつどい場を試行的に実施するとして、事業の中

でタブレットレンタル料、つどい場づくり活動補助金と予算計上していただいております。具体的に、特にオンラインつどい場について、接続や方法等、教えていただきたい。

2点目、包括的支援事業です。

鳥飼分室も含め、新年度どれぐらいの相談を見込んでおられるのか等含めて、事業の中身、新年度の取組について、御答弁いただきたい。

3点目、生活支援体制整備事業です。

私自身、決算のときも推進をさせていただいておりました、よりそいクラブの拡大も含めて、新年度どのように取り組んでいられるのか、お聞かせいただきたい。

以上、三つです。よろしく申し上げます。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 オンラインつどい場の具体的な内容です。本事業につきましては、委託型つどい場の運営団体及び参加高齢者にタブレット端末を貸与しまして、オンラインの会議ツールを用いて、自宅でできる運動、交流機会を創出するもので、令和5年度は試行的に2団体、各3か月程度の期間で実施する予定をしております。

対象者は、介護予防活動に参加できていない方、または参加したことがない方を中心に、希望を募り、各20名程度に参加を頂こうと考えております。

実施に当たり、円滑な運用となるよう、オンラインにまだ慣れ親しんでいない方もいらっしゃると思いますので、つどい場運営団体向けのスマートフォン講座等に御協力を頂いております講師に支援を頂く予定をしております、円滑に取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼分室についてです。

令和4年度の相談件数は、1月末現在で、全体916件に対しまして、鳥飼分室の相談は、来所、電話を含めて52件となります。ホームページ、ライフサポーター等を通じた周知を図っているものの、件数は依然として伸び悩んでいる状況でございます。

相談内容は、介護保険サービスに関する内容が最も多く、次いで、生活上の相談として、将来に対する不安についての相談、隣人トラブル、独り暮らしの方の入院、手術時の保証人について等、すぐに制度につなげて解決を図ることが難しい相談が増えてきております。

また、権利擁護業務における虐待に関する相談も増加傾向にありまして、配偶者間の暴力、子による年金搾取など、複雑多様化しており、認知症への理解や経済的支援といった擁護者への支援が必要とされるなど、解決までに時間を要するケースも増えています。

これらを踏まえまして、次年度以降、市全体の効果的な運営につきまして、社会福祉協議会とも相談しながら、円滑な運営につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、生活支援体制整備事業でございます。

よりそいクラブは、介護保険を使うほどではない電球の交換など、ちょっとした生活上の困り事への支援として、社会福祉協議会に配置されました生活支援コーディネーターが中心となり実施しております。令和3年11月から市営三島団地での試行実施以降、令和4年度には、第一中学校区全域に拡大をしております。

また、他地域への拡大を目的に、1月に味生公民館で、説明会とボランティア登録会を実施しております。こちらにつきまし

ては、体制が整い次第、運用を開始していきたいと考えております。

依頼件数につきましては、1月末現在で49件、28人のボランティア登録がございまして、令和5年度以降、他校区での担い手の養成を進めていくとともに、調整に従事できる職員等、体制も整備しながら、市域全体に展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 1点目の地域介護予防活動支援事業、オンラインつどい場、具体的に御答弁いただき、分かりました。

高齢者の方は、タブレット端末を、いきなりどうぞ使ってくださいと言うて、一人でできないと思います。最初の何回かはサポートしながら使って、一人で使えるようになったら、一人で使っていただくということでもいいんですか。その部分、詳しくお聞かせいただきたい。

2点目の包括的支援事業につきまして、これも、詳しく御答弁いただいた。鳥飼分室は52件で、伸び悩みと。私自身は52件の相談があって、こちらの地域福祉活動センターまで来ずとも、鳥飼分室で相談ができたことは、本当に地域の中で、身近なところで相談できることは、非常にありがたいことと思うんです。将来的には、住み慣れた地域で安心して暮らしていける観点から各中学校区に一つ、近くでいろんな相談ができることを視野に入れて、どうか今後も取り組んでいただきたい。これは要望としておきます。

3点目の生活支援体制整備事業の中で、よりそいクラブについて、詳しく御答弁いただきました。支援をしてもいいよという、ボランティアの方が28名ですか。この2

8名は大丈夫な人数なのか。たくさん増えたほうが、運営もこれからどんどん拡大していくわけですから、その辺お聞かせいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 2回目の御質問に答弁させていただきます。

まず1点目のオンラインつどい場につきまして、サポート体制かと存じます。

こちらにつきましては、利用者側も運営団体側も、初めてやることですので、いきなりタブレットを渡されても、すぐにはうまくいかないと考えております。先ほど御答弁させていただきましたとおり、スマートフォン講座で御協力いただいている講師に支援いただきながら、また職員も、しっかりサポートできるよう、取組を進めていきたいと考えております。

3点目のよりそいクラブのボランティア28人につきましては、現段階は、第一中学校区を中心に、登録を頂いている状況です。我々としては、市域全体、ほか4中学校区にも展開していくことを考えますと、まだまだ数としては足りてないと思っています。

次年度以降も説明会等々を通じ、しっかりとボランティアの確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 1点目のオンラインつどい場は、実施しているスマートフォン講座の講師に御協力いただくと、分かりました。初めのうちは、いろいろあると思いますけども、試行的に実施ということですか。すばらしい発想で、こういったオンラインでのつどい場があちこちで開催されるこ

とは、私はすごく素晴らしいことだと思います。どうかよろしくお願ひしたい。要望としておきます。

それから、つどい場につきまして、御答弁いただきました。このような取組を摂津市は、地域福祉活動支援センターと大きい枠組みで連携を取ってやっていたいただいております。こんな素晴らしい取組をしていると大きく周知していただひて、ボランティアしていいよという方に多く、手を挙げていただくことが、本当に大事やと思ひます。

自治会の加入率が、残念ながら低くなっている中で、支援が必要な方、そして、支援をしてもいいよと言われる方が、こういったよりそいクラブを通して、それぞれの地域で、コミュニケーションを取っていく。お互い話ししながら、地域の中でコミュニケーションを取っていく取組は、すごく本当に大事なことやと思ひます。

しっかりと今後の拡大も視野に入れながら、この取組、進めていただきますよう、お願ひしまして、要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 暫時休憩します。

(午前 11時47分 休憩)

(午後 0時47分 再開)

○香川良平委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

ほかに質疑ございますか。

森西委員。

○森西正委員 歳入で、予算書の10ページです。介護保険料で、第1号被保険者の保険料が前年に比べて7,894万3,000円の減になっております。この内容について、御説明をいただきたい。

歳出で、予算概要の174ページ、大阪府地域医療介護総合確保基金事業で1,1

90万円があります。これは昨年も挙げていたと思ひます。地域密着型サービス事業所の基盤整備及び開設準備費等への助成とあります。内容を具体的に教えていただきたい。

同じページの一般事務事業です。その下、介護保険システム改修委託料が出ています。2,162万4,000円、この内容についてお聞かせいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 一つ目、保険料が減少している内容でございます。

今回、令和5年度の給付費との関連なんですけども、令和5年度の給付費を計画値より予算を低く見積もっておりまして、その予算計上しているために、その財源の保険料も給付費に合わせて低くする必要があり、令和4年度と比べますと7,894万3,000円の減少となっております。

この予算計上方法によりまして、令和5年度の高齢者お一人の保険料は、令和4年度と比べて特に影響を及ぼすものではございません。歳出に関わりますので、御説明させていただきますと、令和4年度の給付費が、予算額で約67億円あったんですけども、決算見込額、現在は約64億円と見込んでおります。決算審査に係る委員会でも少しお話させていただいたんですけども、コロナの影響を受け、足元の給付費が伸びてきていないことを考慮しまして、令和5年度の予算額を69億円、前年度からの伸び率を約3%、2億円の給付費の増加と見込んでおります。

令和5年度の計画値が約72億円としておりましたので、計画値よりも予算額を3億円少なく見積もっている状況でございます。これにより、歳入歳出全体の予算

額を給付費を減らした分、同額にする必要があり、調整分で給付費の減額分の保険料の財源分、約4分の1あるんですけども、これを減らす必要がございます。保険料の予算額としては15億6,704万7,000円と見込んでおります。

二つ目でございます。

大阪府地域医療介護総合確保基金でございます。令和5年度の予算も令和4年度と同額を計上させていただいております。

内容としては、地域密着型の一つで、認知症対応型のデイサービスの建設に係る補助金でございます。

第8期の計画におきまして、安威川以南圏域に認知症対応型のデイサービスを整備する予定としておりまして、ただ令和4年度募集をしておるんですけども、応募がありません。令和5年度におきましても、公募をしていくことで同額の予算計上をさせていただいている状況でございます。

次に、一般事務事業の介護保険システム改修料2,162万4,000円の内容でございます。

こちらは、主なものとして、令和6年度の制度改正の対応でございます。介護保険制度は3年に一度の制度改正が大幅に行われることで、令和5年度中に改修をしたい。こちらの改修につきましては、令和6年度から令和8年度、第9期のものに反映されます。

ただ、制度改正の詳細や制度変更の内容につきましては、現時点から国から詳細な通知が発表されていませぬので、国の動向を確認しながら作業を進めてまいりたいと思います。

それと、国からの通知により、押印の廃止、帳票から削除することでありまして、性別欄の廃止とかも含まれています。

それと、摂津市独自のものも入れさせていただいております。令和6年度から保険料の仮算定の廃止を現在検討しております。仮算定の廃止対応は、徴収におきまして、4月から6月の仮算定期間の徴収を廃止しまして、7月から3月の本算定期間のみ徴収に変更する改修も予定しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 保険料の算定に関して、御説明をいただきました。これから第9期のがやきプランを作成する。高齢化に伴って今後、介護保険の保険料とか、全体の予算は、どんな方向に進んでいくのか。個人的に考えているのは、介護保険料が今まで上がってきています。高齢化になると、これからも上がるのではないかと見通しが立つんです。お一人の生活の中で介護保険料の比率、支出はどの程度か。上が決まらず受益者負担で、高くなると思う。保険料を納める方にとって、その点どう考えておられるのかお聞かせいただきたい。

大阪府地域医療介護総合確保基金事業の補助金についてです。地域密着型の認知症対応型のデイサービス、これは第8期だけではなく、以前から安威川以南で開設がなかなか難しく、手を挙げていただける方がおられない。以前から私も質問をさせていただいておりますけど、以前答弁であったと思うんですけども、安威川以北であれば、用地確保が難しい。市が用地を提供することもお話させていただいたと思うんです。改めてその点の考え、安威川以南でこれからも進めていくのか、安威川以北、以南と地域を変えてでも進めていこうとしていくのか、お聞かせいただきたい。

システム改修は、第9期に反映をされ、仮算定はなくなり、全て本算定になると理解しました。

もう少し具体的に、第9期にはどう変わっていくのか、同システムの第8期と第9期で違う具体的な部分を御説明いただきたい。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 一つ目でございます。

介護保険全体の予算額の推移、今後どういう方向かです。現在、給付費が第8期は60億円台で推移をしていると考えておるんですけども、第9期につきましては、70億円を超えて来ると見込みを立てております。後期高齢者の人口が増えてくることがあり、現在75歳以上人口ですと1万2,000人ですが、1万3,500人ぐらいになるんじゃないかと。1,500人ぐらい増えてくると予測しております。75歳以上、特に85歳以上の方が増えてきますと、介護保険を使う方が増えてくるので、一定保険料は高くなってきます。第8期6,280円、基準額ですけども、それを上回ってくるんじゃないかと考えております。

ただ、現在お一人の負担感が、私としても増していると考えておまして、物価が上がっている中で、保険料も上がっていくことで、負担感は増していくんじゃないか。第9期に向けて、保険料の水準をどうするのか。国も保険料につきましては、段階を細かくする動きもありますので、国の動きも見ながら、しっかり保険料を考えていきたい。低所得者にどのような配慮ができるかどうか、そこも含めて考えていく必要があるかなということで、令和5年度の作業に入ってまいりたいと考えております。

二つ目の地域密着型です。以前から御指摘いただいております、認知症対応のデイサービスと、小規模特養、こちらもなかなかできていない状況でございます。第8期でも小規模特別養護老人ホームと看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、この三つを計画に位置づけているんですけど、できておりますのは、千里丘に看護小規模多機能型居宅介護ができて、残りはできていません。

建設費用が高くなってきており、情勢としては厳しいと思っておるんですけど、小規模特別養護老人ホーム、令和5年度に公募を予定しておりますので、しっかりと建設に向けて進めていきたいと考えております。

市の土地には、未利用地がありますので、関係課と継続して調整もして、今後も検討していきたいと考えております。

次に、システムでございます。第8期と第9期で、市民に影響が大きい制度ですので、給付費のところ、介護報酬でシステムの改修はあるんですけども、第9期におきまして、市民に影響があるのは、仮算定の廃止と思っております。廃止の理由としては、現在、仮算定は前年の保険料段階を引き継ぐことで、前年の収入状況の変更ににより、保険料段階が下がった場合、仮算定の期間中に年間の保険料以上の額を徴収することもあります。その後で還付をすることもございます。保険料を払い過ぎる事例もありますので、そちらの影響少なくしていきたいこともございます。

もう一つは、職員の事務負担の軽減、業務の効率化も考えてございます。後期高齢者の増加に伴って、事務負担が大きく重たくなっていくので、市としては、市民サービスの維持や充実と、職員の事務負担の軽

減、このバランスを取っていきたいと考えております。

仮算定の廃止ですので、年間の保険料が年間12回から9回に変わり、1回当たりの納付額が大きくなることもございます。しっかり丁寧に市民にも説明していき、分割納付の相談もして、丁寧な対応をしたいと思っています。仮算定の廃止、国民健康保険と後期高齢者医療も仮算定は、現在行っておりませんので参考にし、他市も参考にしながら進めていきたい。しっかり周知にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 介護特会や、保険料に関して、金額が上がってくるとの見込みです。収入の中で介護保険だけでなく、社会保険がトータル的に家計、収入の中で比率が高くなっている。物価高騰でありますから、その点は第9期で、十分加味していただいて、介護保険の会計もありますけれども、市民の生活をするための会計も十分考えていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

受益者負担であると、はね上がっていくと思います。100%受益者負担でいくと、なかなか厳しい部分もありますので、その点も十分考えていただきますよう、よろしくお願ひします。

小規模の施設の件です。以前から話をさせていただいていて、民間の事業所に参入いただけない、手を挙げていただけないのは、例えば民間の事業所からすると、採算ベースで厳しいから手を挙げていただけないと思うんです。民間の事業所が手を挙げていただけないところでも、市民にとって介護保険の計画の中で、この施設、サービスが必要やと計画をされている。そうで

あれば市民にとって必要であるので、民間が手を挙げていただけないだけで終わってしまうと、困るのは市民になる。民間の事業所が手を挙げていただけないなら、市が何らかの協力なり提供をして、民間が参入をしていただける形を取っていくべきだと思います。もし民間が手を挙げていただけないのであれば、公として考えていかなければならないと思います。一番困るのは市民ですから、ただ参入していただけない、手を挙げていただけないだけでは終わらないようにしていただきたい。

長年の課題なので、第9期の中で当然解決をしていただきたい。更に高齢者は増えていきますから、介護保険を必要とする方は、まだまだ増えていきますので、そこはぜひとも考えていただきますよう、よろしくお願ひします。

システム改修の件も理解しました。仮算定が本算定になることが、市民にとって一番分かりにくい。市民にとって分かりやすく、便利よくなることはいいことだと思いますので、よろしくお願ひしたい。要望させていただいて、質問終わります。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 2023年は、かがやきプラン第8期の最終年となっています。第8期のかがやきプラン、基本理念を見ますと、「みんなで支え合い、安心して暮らし続けられるつながりのまち」ということで、「すべての高齢者の人権を尊重し、一人ひとりが住み慣れたまちで自分らしく健やかに暮らせるように、高齢者を支える地域包括ケアシステムを深化・推進し、住民が、お互いに支え合って暮らし続けられるまちを目指し、基本理念を『みんなで支え合い、安心して暮らし続けられる つながり

のまち』とします。」となっています。これを目標に進められてきたと思うんですけど、スタートの令和3年度からコロナであったことが大きくイレギュラーであったかも分かりません。最終年になるので、総括には早いですが、この令和5年度、どのように捉えているのか、御答弁いただきたい。

2番目に、令和5年度の保険給付費の関連で、予算書では8ページ、款2保険給付費についてです。

令和5年度は、前年度よりも2億8,829万6,000円多く、68億9,994万2,000円で計上されています。

コロナの大きな影響がある中で、予測が随分違うという感覚もあるようです。先ほど言いましたように、第9期では70億円を超えてくるだろうと予測をされていながら、今期は予測より低い。これもイレギュラーがあったと聞いていますので、どんな感覚なのか、この給付費の予測についてお聞きします。

3番目、介護と医療の連携についてです。予算書の29ページ、款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目3在宅医療・介護連携推進事業費、節12委託料の中に、在宅医療・介護コーディネーター委託料があります。コーディネーターを中心に様々な介護と医療の連携について取組をされると思いますが、まず令和5年度での取組予定について、御答弁お願いします。

4番目、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの実態についてです。

介護給付費を増加させる施設として、数年前からサービス付き高齢者向け住宅が市内でも建設されています。

有料老人ホームも建設されていますが、

社会的に需要が高いので建設が進んでいる面もあります。特別養護老人ホームの待ちが多く入り切れないので、こちらに流れていると思います。

しかし、これは負担をどこがするのか。例えば、特別養護老人ホームであれば住所地負担として、住んでいた自治体で介護保険の給付費を出す制度があります。こういう面も踏まえて、実態としてどれぐらい把握されているのか。負担について、グループホームもそうですけど、恐らく住所地負担ではないと思います。そこも踏まえて、把握されている部分を御答弁お願いします。

5番目、介護予防・生活支援サービス事業委託料についてです。

これは予算書25ページ、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節12委託料、介護予防・生活支援サービス事業委託料について、中身と利用見込み数について、御答弁お願いします。

6番目、認知症初期集中支援チームについてです。

予算書27ページ、款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業、節1報酬の認知症初期集中支援チームサポート医報酬があります。これは数年前からされていますが、活動実績、どんな活動をしてこられたのかと、令和5年度の目標も教えてください。

次に、かがやきプランに『認知症施策推進大綱』に、『全市町村で本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備』することが掲げられています。本市で現在活動中の認知症支援ボランティア活動グループや認知症サポーター修了生と、

認知症の人や家族、介護者の支援ニーズを結びつける仕組みづくりを担う『チームオレンジコーディネーター』の配置を検討していきます。」とあります。これについて、どんな取組をされているのか、御答弁お願いします。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 1 番目でございます。

来年度また総括でしっかり振り返りをしたいと思っておるんですけども、現時点で、第8期計画では、委員がおっしゃったように「安心して暮らし続けるつながりのまち」を基本理念に、地域包括ケアシステムの推進と、さらなる推進と取り組んでまいりました。

ただおっしゃるように、3年間新型コロナウイルス感染症の感染拡大、高齢者の方々にはフレイルや認知症のリスクの進行、高齢者を取り巻く環境が大きく変化していると認識をしています。

令和5年度は、現計画の取組を評価しながら、第9期に向けまして必要な施策の検討をしてみたいと考えております。第9期に向けて、介護需要が増加していくので、やはり介護予防、認知症予防、生きがいづくり、こちらが大きなテーマになると考えております。しっかりと健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。国の動向もしっかりと見ていくことも必要と考えております。

2 番目でございます。

給付費、新型コロナの影響を大きく受けていて、令和5年度の給付費を見ますと、第7期、こちらは大体今までは5%ぐらいの平均伸び率があったんですけども、コロナになってからは、やはり伸びていな

い。3%台とか2%台で伸び率が推移しています。

サービス別で見ますと、多くの方が利用されているデイサービス、令和4年度は、令和3年度の実績を割り込んでくるんじゃないかと一定見ております。令和5年度の給付費が今時点では伸びてこないこともございます。

令和5年度の計画値が72億円で、現在そこまでの予算はしていないんですけども、5月に感染症法上の位置づけも変わってくる。これが高齢者の生活にどう影響するのか、なかなか読みづらいということで、しっかり注視をしていきたいと思っております。

ただ、傾向としては、2025年に向けて後期高齢者が増加してまいりますので、給付費は増加すると考えております。

続きまして4番目です。現在市内では、サービス付き高齢者向け住宅が9か所ございまして、住宅型有料老人ホームが8か所ございます。

現状ですが、委員がおっしゃるように、すぐに特養に入れないことで、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入居される方もおられると考えております。ただ、今後の高齢者数の増加を踏まえますと、重要な社会資源の一つと言えると考えております。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅につきましては、住所地特例制度がございまして、高齢者がほかの市町村、他市の施設に入所、入居して住所を変更された場合は、もともとの住所地、施設の住所地の市町村じゃなく、施設入所直前の市町村の介護保険の給付になります。これが住所地特例制度で、市町村の負担の偏りを是正するのですが、対象施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設で有料老人ホ

ームやサービス付き高齢者向け住宅も含まれております。

あと養護老人ホームや軽費老人ホーム、こちらも対象になってくるんですけども、地域密着型の施設は、住所地特例制度の対象にならないと、介護保険法で定められています。現在できていない、小規模特別養護老人ホームや認知症対応型のグループホームは、住所地特例制度の対象に当たりませんので、市内にあるのを摂津市が給付をすることになってございます。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅につきましては、摂津市民の方が少し多く、大体市外の方半分、市内の方半分ぐらいです。少し市内の方が多く、大体割合的には、半々ぐらいと把握をしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず3番目の在宅医療・介護コーディネーター委託料についてです。コーディネーターは、訪問看護ステーション等、医療、介護両方の現場で経験を持つ方で、関係者間の在宅医療や医療と介護の連携に関する相談に対して、解決に向けた助言等をいただいております。医師会に委託して実施しております。

また、近隣他市との連絡会議に参加し、情報収集、情報共有を行うほか、地域多職種連携の会議の開催において、講師との連携調整等行うなど、異なる職種の業務内容や考え方を共有し、医療関係者と介護関係者の円滑な連携を行うための一助となっております。

こちらは、コロナの関係でなかなか開催等は難しかったんですけども、令和5年度

は勉強会という形で、5回開催をしております。顔が見える関係づくりに努めさせていただいております。

今後も、ウェブ等を使った会議を開催させていただいておりますので、コロナが明けた後であっても、ウェブ等、様々な形でネットワークづくりをやっていきたいと考えております。

次に、介護予防・生活支援サービス事業委託料についてでございます。訪問型サービスAとして、掃除や洗濯、買い物などの生活援助について、シルバー人材センターに委託をしているものの、シルバーからの派遣は、現在ない状態となっております。

現在、高齢介護課、シルバー人材センター、地域包括支援センターとで、利用希望者が円滑にサービスにつなげられるよう、運用体制について協議を行っているところで、令和5年度は、利用者を一人でも増やしていきたいと考えております。

続きまして、認知症初期集中支援チームについてです。認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医をはじめ保健師、社会福祉士等の専門職で構成し、認知症が疑われる人やその介護について不安を抱える御家族に、訪問による状況把握を行い、初期の段階で集中的に支援を行うことで、早期に医療機関やサービスにつなげ、自立生活をサポートしております。

令和4年度は、支援ケースの対応・検討行うチーム員会議を3回開催、1月末現在で支援ケース2件、いずれも医療機関につなげた上、介護サービスの利用となっております。

令和5年度は、報酬で予算計上させていただいております。予定としては、チーム員定例会議を12回、臨時訪問については4回、検討会議1回、計51万円を計上

させていただきます。

最後、チームオレンジコーディネーターについてでございます。

認知症サポーター養成事業での取組となりますが、認知症サポーター講座修了者向けのステップアップ講座の開催や認知症の方とサポートする人たちのつなぎ役となるオレンジコーディネーターの配置を検討しております。現在、他市の事例など認知症本人が関わることのできる仕組みづくりについて、情報収集を行っています。令和4年度は、本年2月に認知症カフェ連絡会議を開催して、課題等の共有を図っています。

課題として、認知症サポーター養成講座、サポーターの養成をしているんですけども、スキルアップが課題と考えております。この辺の仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 1点目、第8期かがやきプランの地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、コロナ等があると思うようにできなかったと思います。このことは、しっかり第9期にいかして、当初の目標であります、一人一人が住み慣れたまちで暮らしていける、そんな地域をつくっていただきますよう、これは要望としておきます。

2番目、保険給付費との関係です。コロナの影響で思ったより伸びていなかったけれども、コロナのフェイズも変わるし、令和5年度は少し伸びるかもしれない。心配しますのは、デイサービス等に行けなくなって、さらに弱られているのではないかと。給付費が一気に増えるかもしれないという心配もある。しっかり注視していただくとともに、それを改善するための手立ても

考えていただいて、多くの人の介護度が進まないような視点を持って対応していただきたい。

そして第9期の保険料算定に当たって仮算定をやめる。今12等分に割っているのが9等分に割る。そうすると金額は明らかに増える。移行時は混乱を招く可能性が非常に高いと懸念しています。丁寧な説明も必要ですし、誤解されないよう、説明責任を果たしていただきたい。これは要望とします。

3番目、在宅医療・介護連携です。地域包括ケアシステムの肝は医療と介護の連携やと私は思います。在宅医療、在宅介護をしっかりと展開することが最後まで地域で暮らす一つのキーになると思うんです。去年、家でみとることについて、尼崎の先生を招いて講演されました。その先生方は劇団死期というのをやっている。そのしきは四つの四季やなくて、死ぬ死期で、そういう活動をされていると紹介がありました。地域で住み慣れたところで最期をみとっていける、そんな地域を構築していくのが大事だと思います。しっかりこれも取り組んでいただきたいとお願いしたい。要望とします。

次に3番目、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホーム。随分市内でもできてきたと実感があります。これは紹介になりますけど、千里丘に透析専門のクリニックができて、その上に寄宿舍、これは病院じゃないかと疑われるような施設ができました。ところが開業して募集してもなかなか入居する人がいないから、一旦シェアハウスに切り替えて人が入ってきた。今回、有料老人ホームに切り替える工事が始まっています。一部入居されていますが、ここもまた有料老人ホームになる。住所地

特例という制度があって、もともと住んでいたところで介護サービス利用料は負担をする。それは、よしとしておきます。あとはバランスです。バランスが大事だと思いますが、摂津市の方も入所されていますので、民間がやることやから難しいと思いますけれども、しっかり注視をしていただくようお願いしたい。これは要望としておきます。

次に5番目、介護予防・生活支援サービス事業委託料です。これはシルバー人材センターに委託をしている分ですけど、なかなかサービスが伸びず、利用料が伸びない。一方で布亀も同じように利用、給付があったと思うんですけど、こちらは展開されている。どこにどう違いがあるのか含めて、御答弁お願いします。シルバー人材センターの仕事の在り方として、なかなか難しい委託になっているのではないかという気もする。そこも踏まえてもう一回御答弁お願いします。

それから6番目、認知症初期集中支援チームでございます。これも非常に大事な取組だと実感しています。家族もなかなか、認知症の家族に対して、本人が認知をしていないケースは非常に難しい。対応が非常に難しいので、専門的な対応をしてもらうことは非常にありがたいと思います。件数をたくさんこなしていける取組を、より多くの方が利用していただける取組をお願いしたい。これも要望とします。

それから、チームオレンジコーディネーターの配置を検討されている。多くの認知症サポーターを育成されていますけども、具体的な取組に生かしていないのが残念だと思います。ぜひシステムをつくっていただいて、みんなで地域を守っていける、認知症になっても地域で暮らせる、そんな地

域を構築できるよう、ぜひ頑張ってください。これは要望しておきます。

以上です。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 2回目の御質問にお答えします。

介護予防・生活支援サービス事業についてでございます。株式会社布亀との違いですが、令和4年度につきまして株式会社布亀の利用者数は13人、利用回数は234人と、シルバー人材センターとは大きな違いがございます。その要因につきましては、大きなところで申しますと、就業者の確保で、シルバー人材センターは、利用の要望があったときにすぐにサービスに従事いただける方が確保できないという課題がございます。現在、どうすればシルバー人材センターに依頼をかけたときにすぐにつなげることができるのか、シルバー人材センターと地域包括支援センター、市で協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 懸念していますように、シルバー人材センターでは就業体制に、この委託は無理があったのではないかという気がします。依頼があってから人を募集するスタイルを取っています。ずっと常駐をしていて連絡があったら行くスタイルではないので、これはなかなか難しいと思うんです。これ以外にも、南野委員から質問がありましたけども、そういうボランティアグループも増えてくるということで、いろいろな部隊というか、いろいろなアイテムを活用しながら、カバーできるような社会の構成を目指していただきたい。これも要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 1点目、かがやきプラン第8期の最終年です。いろいろお聞きしましたが、原則として3年間同じ保険料を徴収する。サービスの見積りは3年分をまとめてする。よって1年目は黒字になって2年目がとんとんで、3年目は基金から取り崩して3年間で事業を考えることが原則とお聞きしています。その観点からこの第8期どうなっているのかをお聞かせいただきたい。

また、予算書の14ページに基金の繰入金金が計上してあります。1億6,938万円。30ページには、積立金が2,441万6,000円計上されています。この基金の状況について教えていただきたい。

2点目です。保険料の話がありました。6,000円を超える保険料になってきて、減免についてもいろいろ周知を頑張っていると思うんです。減免の種類、内容、利用件数、金額をそれぞれ教えていただきたい。独自減免の申請、ぜひ周知してほしい。伸ばしてほしいと言っていたと思うんですけれども、独自減免が伸びているのか、推移についても教えていただきたい。

3点目です。特別養護老人ホーム等の施設の待機者の数、これが分かればお願いしたい。

4点目です。総合事業についてです。要支援の制度が総合事業ですが、今後の財政的な見込み、総合事業はどうでしょうか。天井というか、総合事業はここまでと国で決められていると思うんです。今まで、その上限を超えない中で事業をやったと思うんですけれども、高齢者も増えてくる中で、今どうなのか。今後の見通しはどうなのかも、総合事業の部分で教えてい

ただきたい。

それからシルバー人材センター、布亀の緩和された基準のA型のサービス。これについて、ほかの緩和された基準のB型、C型、D型、それぞれ教えていただきたい。

次に5点目、介護認定審査会の関連です。認定数とチェックリストの数、認定までの時間、急いで認定ができるように工夫もされておられると思います。短くなっているのか教えてもらいたい。現在認定の更新、コロナで今までと違っていたと思います。これから5類になることで変わっていくのか、教えていただきたい。

6点目、介護人材の不足が言われています。2022年には処遇改善が行われたと思うんです。大きくないと思うんですが、その内容と、新年度はどうなるのか教えていただきたい。

最後、7番目です。コロナ対策について伺います。国は5月にコロナを5類にすると言っていますが、大阪府はさらに早く3月末でコロナの支援策、ばっさり削っています。介護施設等で無症状の人への定期的な検査が行われていると思うんです。PCR検査とかどうなるのか。もしなくなると、現場はかなり影響を受けると思うんです。これについて、教えていただきたい。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 1番目でございます。予算の関係で、基金とも関係ございません。現在、給付費がそんなに伸びていないと御紹介させていただいたんですけど、第8期の計画期間につきましては、第7期に6億円程度ございましたので、それをほとんど使わせていただきたいと基本的な考え方を持っております。ただ、現在、基金の残高で申しますと、令和5年度予算編成が終わり、令和5年度末時点の予測で、

4億1,813万4,637円。4.2億円程度、令和5年度末時点で残高が出るだろうと思っています。令和4年度で申しますと5.6億円程度でして、5億6,309万8,637円でございます。コロナが影響をあまり及ぼさないとするならもう少し残高は減っていたと思うんです。今後、給付費は注視していきますけれども、予算上これで執行すれば、4億円前後、第8期の計画期間を通じて残高が残ってくると考えております。令和5年度で給付費が伸びてくれば令和5年度で使わせていただく。残れば第9期の保険料の軽減に使わせていただきたい。先ほども申しましたけども、物価が上昇していると負担感も大きくなっていますので、基金はしっかりと4億円活用させていただくと現在考えております。

2番目、減免です。条例減免の災害にあった方が人数で申しますと、令和4年12月末現在で11人、令和3年度が5人でしたので6人増えている。もう一つ条例減免で収入が減った方が現時点で17人、令和3年度で19人となっております。

独自減免ですけれども、こちらが18人で、令和3年度も18人となっております。コロナ減免が現在35人で、令和3年度は59人となっております。独自減免は伸びてはいないですけど、申請書も同封をさせていただいていますので、利用していただいていると考えております。

周知も、申請書をホームページにアップさせていただいておりました。それと併せてこちらの保険料の減免も、現在はホームページに申請書もアップもさせていただいております。周知の拡大には今後も努めてまいりたいと考えております。

次に3番目です。施設の待機者は、令和

4年4月現在、特別養護老人ホームの待機者で、123人でございます。令和2年度から約100人を超える人たちが待っておられます。

続きまして4番目、総合事業でございます。現在、上限を超えていないと考えておりまして、令和4年度は上限額が3億円程度でございます。支出見込額が2億4,000万円程度となりますので、6,000万円程度の余裕があります。過去を見ますと、余裕はあるけれども、余裕の幅が小さくなってきています。そこはしっかり見ていかないといけないと考えております。

5番目、総合事業で、私からは通所C、保健センターにやっていただいております一人一人に合ったプログラム、リハビリをしていただく運動指導です。こちらが令和4年度で申しますと、令和5年1月現在で41人の方が利用されています。令和3年度は47人でしたので、少し減っています。

次に6番目、審査会の期間です。以前は40日を超えていたとお話もさせていただきました。現在、最新の情報ですと37日程度になっています。現在、コロナ禍で更新の期間延長もさせていただいています。内容としては、更新の申請で原則調査を実施するスタンスは持っておりますけれども、今、病院や施設は面会を禁止していることがありまして、その場合は6か月の自動延長をしています。引き続き令和5年度も更新申請につきまして、基本的には調査をさせていただきますけれども、施設や病院の状況により、面会ができないこともございます。そういった場合には6か月の延長をしていきます。ただ、市としては、そのときの本人の状態に介護度を出していきたいと思っていますので、施設や病院

の関係者に御理解いただきながら進めていきます。現在もそう御理解いただいていますので、件数的には数パーセントで、自動更新されている方はそんなに多くないと考えております。

続きまして7番目、処遇改善です。こちら令和4年度に補助金という形で1人当たり月額9,000円という補助金も国で創設されました。収入の3%程度、現在は介護報酬に組み込まれております。その対応補助金ではないんですけども、こちらは令和5年度も継続されると聞いております。摂津市内の多くの事業所に利用していただいていますので、しっかりと利用していただけますよう周知もしていきたいと考えております。

続きまして8番目、コロナ対策でございます。5月に5類になるということで、特別養護老人ホーム等の入所系の施設で3日に1回の抗原検査、こちらも行っていたいております。デイサービスの通所系サービスとか、訪問介護の訪問系サービス。こちらが1週間に1回程度のPCR検査をしていただいております。大阪府に確認しておるんですけども、国の方針がまだ出ていないため、府としても方針が出ないということでございます。摂津市としましては国と府の動向を注視していきたいと考えております。大事な取組だと思っておりますので、どうなるかは分かりませんが、しっかりと市としましては施設従事者の方の支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 私から、4番目の総合事業のうち、訪問型サービスDについてお答えさせていただきます。当該サービ

スは、令和4年度から開始しているサービスでございます。要支援1・2及び基本チェックリスト該当者等を対象に、市内での買物や通院、つどい場等の介護予防活動への送迎を行うNPO法人に対して運営費用等の補助を行っております。利用状況は、令和4年12月末現在で月50回程度、開始当初は通院を目的とした利用が多く見られていましたが、11月、12月と徐々に、つどい場などの介護予防活動を目的とした利用が伸びつつある状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問させていただきます。

まず全体の財政、それから基金です。基金を全部使ってやると前にも話していただいていた。第7期に基金がどんと増えて、こんなに基金ためてと話をさせてもらったんです。第8期でしっかり使いながらやっていくということでした。コロナがあったので思ったほどではなかった。まだ4億円残りますと。介護保険料が非常に高いことについて、高齢者からお声をたくさん聞いています。年金から天引きなので、どうしようもない。手元のお金が非常に少なくなって困っている。年金はこの間下がり気味で、物価もすごく上がっている。先ほどから、課長もそういう話をいただいていると思うので、第9期はこのお金も使って、保険料を上げないで必要なサービスを確保する。頑張ってください。一般質問のときも言いましたけれども、足らんのやったら一般会計繰入も、コロナ対策、物価高騰対策としてやることも可能じゃないかと思っております。法的にできない制度ではございませんので、ぜひ勇気を持

ってやっていただきたい。この質問は以上で、要望とします。

2点目、減免についてです。減免制度を受けている方に申請用紙も送ったり、いろいろ工夫もして、今回ホームページにもアップした。ぜひ周知をしていただきたい。本人は、そうされていても分からないことがあるので、何か送ってきたけど何のことやら分からない。ぜひケアマネジャーやヘルパーにもしっかり周知をしていただいて、使える方は使っていただくよう頑張ってくださいと思います。

コロナ減免です。これも非常にいい内容で、ぐっと引き下がると思います。このコロナ減免は新年度どうなるか、教えてください。

3点目、施設の問題です。令和2年度から特別養護老人ホームの待機者が100人を超える状況で、本当に必要な方々がたくさん周りにいらっしゃるようになってきた。なかなか入れないことで、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームも出てくるんでしょうが、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入れるのかというと、経済的な問題やいろいろあって、なかなか難しい状況があります。これについて、先ほど森西委員からもありましたけれど、まずは国が抜本的な対策を取らないことが一番大きな問題だと思います。国や府にも働きかけてもらい、摂津市として何ができるのか、ぜひ考えていただきたい。要望としておきます。

4点目、総合事業です。緩和された基準のA型は、本来、認定を受けられた要支援の方が使うというより、まだ元気な方々に対してボランティアのサービスや、いろんな集い場、民間のサービスもありますと。認定を受けた方は、専門的な介護が必要な

方だと思しますので、専門的なサービスにしっかりつなげていただくことが大事と思っています。

C型は、リハビリ専門で頑張っておられる。しっかりと取り組んでいただくよう、よろしくお願いします。

さらに今回は、D型で送迎を行うことをスタートしていただく。月50回程度、車も2台になりました。そんなあるのと言わはる方も多いです。利用したいと言わはった方の中にも、電話したけど予約が取れないとお声も聞いています。

今聞く中で、病院の送り迎えだけではなく、つどい場に通うとか、いろいろ増えてきたというお話です。ぜひしっかり拡大して、高齢者の足の確保は、市長の選挙公約でもありますので、ぜひみんなが利用できる形にお願いしたい。

これのおかげで、おむつ代のサービスが削られてしまったわけです。おむつ代はまた復活してもらえたらと思いますが、何かを頑張ったら何かが削られるのはおかしいと思いますし、私たちも声を挙げていきたいと思っています。この制度をみんなが使える制度にぜひ拡大していただきたい。

サービス削減、先ほどA型で言いました。サービス削減は介護度を引き上げることにつながると思います。現行相当のサービスを維持することが非常に大事やと思っています。

今まで摂津市は、必要な方には必要なサービスをしっかり提供すると言っていたので、もう一回そのことについて、確認させていただきたい。

今後も、必要な方には必要なサービスを提供するとやっていかれるのかどうか。今政府は、要支援だけではなく、要介護の1、2まで、総合事業に移行させると考えてい

る中です。それは絶対違うと思いますので、お考えをお聞かせいただきたい。

5番目、介護認定審査会です。認定まですごく時間がかかると話を聞いていたんですが、工夫もしていただいて、40日超えていたが37日になった。少し短縮できた。ぜひ、さらにもお願いします。

介護認定が、なかなか出なくても、いろいろ工夫していただいていると思うんですけれども、やはりちゃんとした認定を出していただくことが大事かと思います。

コロナでなかなか更新できない方もいらっしゃると思うんです。今後、そういう方々も更新をしていかれるので、数も増えてくると思いますけれども、よろしくをお願いします。

チェックリストの数だけ、もう1回教えてください。よろしくお願いします。

6番目です。9,000円のアップが、どやねんという話です。

介護職の方は、一般の方々と比べて給与が本当に少ないと言われる中で、9,000円、1桁違うんちゃうのとお話が出ていたと思います。とりあえず、それだけ上がった。今のお話でもあったように、最初は国がお金を出したけれども、今度は介護報酬の中に当て込んでくる。ということは、利用者に跳ね返るということです。これもひどいやり方やと思うんです。ほかの職種に比べて、非常に賃金安く、介護の担い手がなかなか確保できない。市もそこを非常に頭を痛めてられると思うんです。処遇改善しっかりするように、国に対して声を挙げていってほしいと思っています。

市として何か、担い手確保に考えておられるのか。また、以前就労トライアルをやっておられたと思うんですけど、どうなったのか教えてください。

7番目です。いまだに方針が出ていないのは、どういう問題か。コロナについて5類になっても、コロナがなくなるわけではないです。高齢者は大変リスクが高く、第8波では、亡くなった方、特に大阪府は多い。

コロナ対策は本当に必要やと思います。これは、しっかり今までどおりのことを、やってくれと要望していただきたい。

市もぜひ、支援を高齢者の施設で働く人々にもお願いしたい。これは要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 二つ目、コロナ減免でございます。令和5年度も継続するかどうかでございます。こちらは、現在国から通知が来てございまして、令和5年度のコロナ減免につきましては、国では実施しないとなっています。

ただ、市としては、今後も高齢者における影響が、継続すると考えられますので、そこは国によってしっかりと行われるべきものだと考えておりますので、減免制度の継続を、国に要望することも検討したいと考えております。

もしなくなれば、高齢者の方々にしっかりときめ細かな納付相談をしていきたい。分割納付の相談もございまして、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

総合事業でございます。現行相当でございますけれども、摂津市としては、第8期も現行相当継続していくとやってまいりましたが、第9期につきましても継続してまいりたい。市としては、専門的なサービスが必要とされる方にはしっかり提供する。ただ、いろんなサービスの提供と、選択できる環境を整えるのが市の責任だと

考えておりますので、サービスもしっかりと充実させることもやっていきたいと思っております。

チェックリストでございますが、令和4年度、令和5年1月現在で、28件ございました。新規が18件、更新が10件でございます。令和3年度ですが、36件、合計ございまして、新規が24件、更新が12件でございます。それぞれ少し減らしています。

続きまして、処遇改善で、いろんな方々に働いてもらうこともございまして、就労トライアル、人材確保で、しっかりやっていきたいと思っております。こちら、介護施設で元気な高齢者に活躍をしていただくということでございます。この3月1日に市民向けの説明会をさせていただき、20名の参加がございました。半数が70歳台で参加をされております。こういう取組をしていきたいと考えております。

資格を取っている人にもしっかりと現場に復帰していただきたい。大阪府が、介護福祉士やヘルパーの資格を持っていて現在働いておられない方や、資格がない方を受け入れた施設に対して、補助金を交付するという取組などしております。しっかりと事業所に周知をしてまいりたいと考えており、市としても、どういうことができるか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目です。2番目の減免です。減免の制度、コロナ減免がなくなると。大変痛手で、ぜひ国に復活してくれと、引き続きやるように言ってください。また、ほかの減免制度もあると、ぜひ知らせてもらいたい。

家族が課税で本人は非課税の方の、保険

料が非常に高く感じます。ぜひ本人非課税なら減免できる制度を、つくっていただきたい。これは第9期に向けてです。利用料減免も、御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

利用料減免は保険料引き下げにならないので、一般会計から入れても大丈夫ですから、ぜひお願いします。ほかにやっている都道府県もあります。

次に、総合事業です。現行相当しっかりやっていくと言っていました。ぜひよろしくお願いいたします。

要介護1、2の総合事業化、それからケアプランの有料化は2027年の第10期までに結論を出すと、政府は言っています。これに対して、ぜひ反対をしてほしい。

今までも反対が強かったので、なかなか決定ができないんですけれども、諦めていないということですので、よろしくお願いいたします。

利用料の2割負担の拡大や老健施設等の室料についても改悪が計画されていると思うんです。この点について教えてください。

5番目の介護認定です。チェックリストの数、増えていないということで、少しほっとしました。チェックリストで介護認定から外していく自治体もあって、介護の予算が大きく使わなくてすむことになるかもしれない。それは後で、介護度を重くすることになると思います。ぜひ必要な人に専門的なサービス、最初が介護認定だと思いますので、よろしくお願いいたします。要望としておきます。

6番目、担い手の問題です。様々な工夫もしていただいて、市でも確保しようと、頑張っておられる。引き続きやっていただきながら、抜本的な処遇改善、これが介護

人材を集めるために何よりも重要なことです。仕事はしたいけど、こんな給料じゃとても続かん、では困るんです。

私たちも頑張って、要求をしていきたいと思えます。自治体からも国に対して意見をしっかり上げていただきたいと思いますので、要望といたします。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 利用者の負担の見直しもございまして、国の審議会の議論等見ますと、2割負担を拡大することも現在議論されています。

現在、1割負担の方が大体9割ぐらい。全体で、4,200人ほどいます。3,800人、3,900人程度が1割負担で、残りの200人ずつぐらいが2割負担、3割負担で5%程度。現在議論されているのが1割負担から2割負担に移行すると、2割負担の方が少し増えることも議論されている。こちらにも注視して、摂津市に与える影響も見ていきたいと考えております。

そのほか、委員が指摘された施設での自己負担、こちらにもいろいろ検討されています。国の動きは夏ぐらいにかけて活発になってくるので、しっかりと注視して、摂津市に与える影響がどういうものなのか、見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 おっしゃられたように、新年度夏までに結論を出すと、国は言っています。この春ではなく、なぜ夏かという、統一地方選挙への影響を考えていると言われています。

国民の反発があることは重々分かっているわけです。物価高騰、年金が下がる、いろいろある中で押し進めれば、サービス

の利用控え、重度化を招くと思えます。ぜひ自治体からも声を挙げて反対していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 既に各委員から多々議論もございましたので、重なる部分は省略させていただきます。

まず1点目、これは要望です。アフターコロナで、介護に関して、いろいろと市民の方から、私どもにも要望が来ます。生活に直結することで、先ほど質疑ありましたおむつの件も、なぜ条件が変わったと質問等もございました。これは国が変わって、市としても変えざるを得なかったと話をさせていただいたりとか、市民生活に直結した中で、しっかりとした制度の利用と、取組を担当部署として進めていただきたい。

冒頭に言いました、アフターコロナ、コロナの中で一番大きな問題として私が考えているのは、相談もあるんですけども、施設からもう出さない。あるいは面会謝絶で、高齢者がずっとその施設内で、ある意味本当に閉じ込められてしまって孤立化してしまう。認知症も進んでしまっている。施設としては、高齢者の安全確保もあるかもしれないんですけども、気づけば、その高齢者の尊厳が実は損なわれてしまっている。そういった話もお聞きしております。

安全はもちろんですけども、高齢者にとってどうあるべきかは、認知症サポーターといった方々、相談を受ける中でしっかり対応していただきたいと思えます。

本当にお聞きをする中で、例えばデイサービスの利用者が来なくなって、気づけば

亡くなっている。そういう話も多々お聞きしております。この3年間、様々なものが失われたと認識をしております。その中で、高齢者にとって望ましい生き方を、介護は施設というより、介護利用者の視点に立って提供していく。そこも担当部署として指導、対応していただきたい。認識していただければと思います。これは要望といたします。

これは質問です。一般質問の中で、(仮称)味生コミュニティセンターに、地域包括支援センターを設置したいと話を受けております。それについて、決算審査では、鳥飼分室が狭いので、河川防災ステーションの上部施設である水防センターに設置するのもいいのではないかと議論もありました。

そこを踏まえて、担当部署として、どう考えているのか、その点をお聞きしたい。

質問は以上です。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 ご質問にお答えさせていただきます。

(仮称)味生コミュニティセンターでの地域包括支援センター設置についての考え方です。淀川河川防災ステーションの上部施設につきましては、令和12年度の完成を目途に地域住民の声も聞きながら検討を進められており、現時点においては、具体的な構想案の策定には至っていないと伺っております。

(仮称)味生コミュニティセンターでの地域包括支援センターにつきましては、センターの運営協議会や審議会等で意見をいただきながら、詳細な運営方法などの検討を進めていくことになろうと考えております。現行計画でございます第8期かがやきプランには安威川以南圏域でのサブセ

ンターの設置を検討すると示しておりますので、これについて考えていきたいと考えております。

また、鳥飼まちづくりランドデザインにおきまして、取組の方向性として、河川防災ステーション上部施設への福祉相談窓口の設置検討と記載しております。

今後の高齢者等の増加を見据えますと、担当としては、地域で身近な場所で相談できる環境の整備は大変重要と考えております。常設になるか出張相談という可能性もあるかと存じますけども、様々な方法、効果的な運営手法について考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 お考えは理解いたしました。(仮称)味生コミュニティセンターは、先にできるスケジュールとお聞きしております。

河川防災ステーションよりも先にできる。今回(仮称)味生コミュニティセンターで地域包括支援センターの在り方、先ほど言われましたサブセンター、それが常設か出張所か、議論していくと認識をいたしました。ぜひしっかりと設置をしていただきたい。

(仮称)味生コミュニティセンターは、目標は地域の拠点、コミュニティの拠点として、様々な世代、子育てから高齢者、多世代が集う場になることを計画している。そこにそういった方々が行くという目的を持たせることも大事だと思っております。

その一つとして、地域包括支援センター、そこに何でもとりあえず相談してみよう。とりあえず行こうという流れになろうかと思えます。それで健康寿命の延伸に寄与できれば、素晴らしいことだと思ってお

ります。しっかりそこは、自治振興課と連携して取り組んでいただければと思います。

要望とさせていただきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号の審査を行います。本件について、補足説明を求めます。

荒井保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 議案第30号撰津市敬老金条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

敬老金制度につきましては、長寿の節目を迎えた高齢者の長寿を祝福するとともに、高齢者の福祉を増進することを目的として、昭和39年に設けられたものでございます。

その後、高齢化の進展に伴い、平成6年度、平成10年度及び平成15年度に、支給対象者と支給額等を見直し、平成16年度から現行の内容で支給してまいりました。

本市の65歳以上の高齢者数は、令和5年1月末現在の総人口8万6,487人に対し、2万2,218人、高齢化率25.7%となっており、高齢者数のピークを迎える2052年には総人口7万4,361人に対し2万7,106人と、4,867人の増加、高齢化率は36.5%まで上昇すると予想されております。

加えて、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯などの増加も見込まれており、医療・介護サービスや見守り等の日常的な生

活支援の需要が増大することから、これまで以上に高齢者の保健福祉施策における取組は重要になってまいります。

また、厚生労働省から発表された最新データによりますと、日本人の平均寿命は女性が87.53歳、男性が81.47歳と、80歳を超えている現状でございます。

このような社会状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、限られた財源をより効果的かつ効率的に活用していく必要があると考えております。

そのため、敬老金制度と長寿訪問事業を統合し、対象者及び贈呈手法の見直しによる再構築を行い、現在節目の77歳、88歳、99歳及び100歳以上の方に支給している敬老金の全てを廃止し、88歳、99歳及び100歳以上の方に祝い品の贈呈といたしたく、このたび敬老金条例を廃止させていただくものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、撰津市敬老金条例を廃止する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○香川良平委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 今回、敬老金を廃止する。夫が去年もらったから、今年は私だと思っておられるような方々がいらっしゃると思うんです。どうお知らせをするつもりか、教えてください。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 周知につきましては、広報紙、ホームページはもちろんのこと、ライフサポーター等、あらゆる手段

を使って御説明をさせていただきたいと考えております。また、課の窓口であったり、電話での問い合わせ等も想定されますので、しっかりと趣旨を説明した上で御理解を賜れるよう、丁寧な説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 非常にがっかりされると思います。その説明をせなあかん職員も非常にしんどいとお察しいたします。大きな金額が必要なものではありません。市民から喜ばれる、高齢者のみなさんから喜ばれる、そういう制度をわざわざ廃止する必要はないと思います。もっとほかに高齢者の施策をよくするための工夫は、市全体を見渡せば、いろんなことができるんじゃないかと思います。これについては反対をします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時26分 休憩)

(午後2時27分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第19号、所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 特別会計でも議論があって、御答弁があったと思います。専門職による認知症初期集中支援チームを設置していただいて、認知症の早期治療、早期支援に取り組んでいただいております。こ

れは令和3年の6月から、社会福祉協議会へ委託して実施していただいている。

その中で、認知症初期集中支援チームのサポート医の報酬について条例制定ということです。この位置づけは、条例を見ていると、非常勤特別職に位置づけをして保障していく条例だと思います。この位置づけについて、今までどうだったのか。また、どのようになるのか、教えていただきたい。

○香川良平委員長 末永課長代理。

○末永高齡介護課長代理 本市では、認知症の早期治療、早期支援を目的として、認知症サポート医、保健師、看護師、社会福祉士など、専門職による認知症初期集中支援チームを設置しております。

認知症が疑われる人やその介護について不安を抱える御家族への訪問による状況把握を行い、初期段階で集中的に支援を行うことで、早期に医療機関やサービスにつなぐ、こういった自立生活のサポートを行っております。

認知症初期集中支援チームの構成員となる認知症サポート医は、配置が必須となっております。これまで有償ボランティアと位置づけておりましたが、公務災害時等における保障ができていない状況でございました。

この状況を踏まえ、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員に位置づけ、万一の公務災害等における保障を確保するものでございます。

なお、報酬の額には、現在1回あたり3万円をお支払いしており、今後も同額を予定しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 非常勤特別職に位置づ

けて、公務災害時等において保障していくと。分かりました。

今までの実績を、この際聞いておきたいと思うんです。令和3年度、令和4年度、この初期集中支援チームでの支援件数、何件ぐらいあったのか。それから医療につながった件数、あるいは、その介護認定の申請につながった件数、教えていただきたい。

○香川良平委員長 末永課長代理。

○末永高齢介護課長代理 こちらの認知症初期集中支援チームでは、ケースの該当があれば2か月に1回、チーム員会議を行っております。そして、年に1回、検討委員会で、年度末頃に会議を行っております。令和3年度の実績は、チーム員会議で4件支援しております。

医療につながった件数及び介護認定の申請につながった件数は、いずれも2件となります。

以上でございます。

○香川良平委員長 南野委員。

○南野直司委員 認知症初期集中支援チームでの支援件数が4件あって、医療につながった件数、そして介護認定の申請につながった件数はいずれも2件だったと、理解をいたしました。

非常に大事な取組だと思っておりますので、また新年度以降も引き続きよろしく願いいたしまして、要望といたします。

以上です。

○香川良平委員長長 ほかにも質疑ございますか。

森西委員。

○森西正委員 報酬で、予算の範囲内で市長が定める額となっております。この報酬は定額でないのか。予算の範囲内で市長が定める額であれば、例えば1回の額がその都度変わることが発生しないのか。お聞か

せいただきたい。

○香川良平委員長 末永課長代理。

○末永高齢介護課長代理 こちらは、予算の範囲内と定めておりますが、1回当たりの額で決定をしたいと考えております。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 補足をさせていただきます。

ケースによって訪問であったり、会議、ケースごとにかかってくる時間は変わってくると思っております。

そういった点も踏まえまして、他市の事例等も参考にさせていただき、1回当たり3万円で積算をさせていただいております。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしますと、なぜ1回3万円で示さなかったのか、お聞かせいただけますか。

○香川良平委員長 細井参事。

○細井高齢介護課参事 委員の御指摘のとおり、1回当たり3万円と決めているのであれば、示すべきと思うのですが、ケース等によって、今後、変更等が生じる可能性も出てくると考えております。今回はそういった形で示させていただいております。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 この委員会でも、1回3万円と金額を提示をされてますので、それが変わることは恐らくないだろうと思っております。その都度、その場で、こういう書かれ方であれば、予算の範囲内であったら、別に幾らでもという取り方をされます。今の答弁で、分かりました。

○香川良平委員長 ほかにも質疑ございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほどの介護保険料の質問のとき、この認知症初期集中支援チームのことを質問させていただいた。予算額が51万円で、1回3万円ということは、17回分と見ている。

第8期のががやきプランでは、令和5年度の目標値が、相談件数が15件で、入院、医療、介護につながった件数が13件とされている。令和3年度、令和4年度の実績を言っていただきましたけども、しっかり頑張ってくださいますよう、一人でも1件でも多く、相談に関わっていただいて、実績につないでいただけるようにお願いします。

これは要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時36分 休憩)

(午後2時37分 再開)

○香川良平委員長 再開をいたします。

議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 文書法制の人が、たくさん条例の中で改正しなければならぬ所を見てられると思う。条例そのものについてより、その作業について、どう作業されているのか、聞いておきます。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 作業について、条例改正は、法律の改正に伴うものでございます。例規システムで検索をかけまし

て、そこでヒットするものについては、可能性がある。それらを洗い出して、必要であれば改正作業を行って、上程する流れになっております。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 やがてAIが代理でやってくれそうな作業になります。

ぜひ、合理性を図っていただいて、恐らく機械的な作業になると思うので、AIを導入していただきますように要望しておきます。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明は省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 生活保護の停止のときに、今までは使えなかった分を使えるようにするお話だと思います。停止は、どういうときに起きるのでしょうか。

○香川良平委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 生活保護の停止とは、当該世帯における収入の増加により一時的に保護が必要なくなった場合にとられる措置でございます。

例えば、年金の遡及受給により一時的に収入が発生した場合とか、定職に就き収入が増えたけれども、継続就労の現実性を欠くような場合が当たります。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろんな状況が起こったり、就労するけれど不安定だったり、

そういう状況のときにこういうことが行われていたのは、少しショックです。ほかにも様々な可能性がありますので、しっかり寄り添った対応をいただきたい。

よろしくをお願いします。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2 時 4 1 分 休憩)

(午後 2 時 4 3 分 再開)

○香川良平委員長 再開をいたします。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 1 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 4 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 6 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 7 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 8 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 9 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 1 2 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 1 9 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 2 6 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 2 7 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 2 8 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○香川良平委員長 再開をいたします。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議をいたします。

令和5年度の本委員会による行政視察につきましては、5月に実施したいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察項目について、協議をいたします。事前にヒアリングをさせていただいたところ、三つ項目が上がっております。コミュニティ施設関係、重層的支援体制整備関係、加齢性難聴補聴器関係のこの三つを視察項目として上げさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、視察先につきましては、委員長団に一任いただき、視察日程については、後日調整させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査を閉会中に調査することが諮られます。

老人福祉行政について、障害者福祉行政

について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政について、を令和6年3月31日まで、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会します。

(午後2時57分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 南野 直司